

平成 28 年 9 月 21 日（水曜日）

平成 27 年度決算審査特別委員会会議録

（第 7 日目）

---

平成28年9月21日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議 長	星	喜美男	君
-----	---	-----	---

---

出席委員（15名）

委員 長	山 内 昇 一 君		
副委員 長	佐 藤 宣 明 君		
委 員	後 藤 伸 太 郎 君	佐 藤 正 明 君	
	及 川 幸 子 君	小 野 寺 久 幸 君	
	村 岡 賢 一 君	今 野 雄 紀 君	
	高 橋 兼 次 君	阿 部 建 君	
	菅 原 辰 雄 君	西 條 栄 福 君	
	後 藤 清 喜 君	三 浦 清 人 君	
	山 内 孝 樹 君		

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐 藤 仁 君
副 町	長	最 知 明 広 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長		芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長		三 浦 清 隆 君
企 画 課 長		阿 部 俊 光 君
震 災 復 興 企 画 調 整 監 兼 地 方 創 生 ・ 官 民 連 携 推 進 室 長		檀 浦 現 利 君
管 財 課 長		仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長		佐 藤 和 則 君

保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 ( 農 林 行 政 担 当 )	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 ( 漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当 )	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 修 一 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長 補 佐	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
綜 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐久間 三津也 君
---------	-----------

---

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

総務係 長  
兼 議事調査係 長

畠山 貴博

---

午前9時59分 開会

○委員長（山内昇一君） 皆さん、おはようございます。

台風一過のもと、また秋晴れが戻ってまいりました。6日からの定例議会もおかげさまでちまして特別委員会決算審査も終盤を迎えつつあります。この後皆さんにもう一息頑張ってくださいまして、慎重審議で決算審査を終えたいと思いますので、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

昨日、9款教育費において今野雄紀委員に対する答弁の保留がありましたので、改めて答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは昨日答弁を保留させていただきました学校図書室の利用状況についてということでご説明申し上げます。

まず小学校5校ございますけれども、小学校については平均いたしますと1人年当たりですが11.7冊の利用がございます。それから中学校については、これも平均ですけれども1人年当たり2.2冊の利用ということでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、いいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。今野です。

せっかく課長が調べてきていただいたので、それでこの小学校11.2冊、中学校2.2冊。これは全国平均とはいかないまでも、昨今の、今はいろいろな楽しみがあるのでどうなのか、うちのこの平均はどういったレベルといたらおかしいんですけれども、利用状況なのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 私も全国平均のようなものはないのかなと思って調べてみたん

ですけれども、残念ながら全国平均というのは見ることはできませんでして、かわりといっ  
ては何ですが、仙台市さんで独自に集計していたものがございましたので、それを申し上げ  
ますと仙台市では小学校で平均20.2冊、中学校で4.5冊ということでございます。状況から申  
し上げますと、いずれも本町の約両方とも倍ということですので、まだまだ本町の子供たち  
にとっても伸びしろといたしますか、そういったものがあるのかなと思っております。

○委員長（山内昇一君） 10款災害復旧費から13款予備費まで、165ページから194ページまでの  
審査を行います。

担当課長による細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 おはようございます。

ページは174ページでございます。171ページ、172ページから続くわけですが、その  
他公共施設、公用施設災害復旧費、この中で次ページの174ページの委託料に、庁舎災害復旧  
工事実施設計等業務委託料という形がございます。そこで関連でお伺いしますが、最近ここ  
2、3日、議会に来るたびにあそこ、現在建設中の役場庁舎の前を通るわけでございますけ  
れども、F S C全体認証申請中という大きな横断幕というか、幕が掲げられております。一  
定の認証材というか、そういう材料は使用されるということは認識しておるわけございま  
すけれども、改めてお伺いしますけれどもF S C全体認証申請中という形でございます。ど  
なたが担当かわかりませんが、住民も興味を持って見ていると思うんです。したがっ  
てその辺の解説をどなたかやってください。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事担当者でございますので、私からご説明申し上げます。

国際認証、町の森林のいたいでございまして、その認証材を工事の中で使いたいということ  
でこれまで進めてきてございます。しかしながら、使うだけではなくてやはり外に対する発  
信も多分必要だろうと考えまして、できればプロジェクトの認証を取りたいということで申  
請をしております。内容を申し上げますと、まずもって今回建物に使う木材についてはF  
S Cの認証材を主とする。しかしながら、全ての木材を供給できるわけではございませんの  
で、他の木材についても出どころがしっかりしているものを使うと。それで余り不安定なも  
のといえますか、よくわからない違法な伐採とか違法なそういう手段をもって取得したもの  
については使わないんだということを宣言しているという状況でございまして、現在そのプ  
ロジェクトについての、こういう方法でやりたいということを審査機関に申請をしていると  
ころでございます。終了後に、工事の資料等、それから現場を見ながら審査をしていただく

という手続になっておりまして、終了後に認定証をいただきたいということで、今進めているところをございまして、国内で庁舎でそういう全体認証をもらったケースはまだございません。いただければ日本で初めて役場庁舎といいますか自治体の庁舎で認定をいただいた物件になるかと思えます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 それは町が申請しているわけですか。いわゆる請負業者、銭高ですかね。JVですか。それがいわゆる工事全体というか建築の中で申請しておるのかどうか。

それからそうするといわゆる当町産材でなくても、一般的にF S Cの認証材を全体で使うという考え方なんですかね。全部が当町の認証材を使うという形ではないんでしょうか。その辺もう1回。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 申請者につきましては、プロジェクトでございますので、発注者、それから請負者、それから設計者、3者で組織をつくりまして、それから済みません、もう1者ですね、木材供給側でございますけれども、で組織をつくりまして連名で出すということで、町がもらうというよりも、今回プロジェクトに参加している者、プロジェクトにももらうということでございますので、建物とかそういうことではなくて今回行っていること、行為そのものが認定をされるという考え方、やり方、それに対しての認証をいただくということでございます。

それから当然、スギ、マツ以外の木も必要になってまいりますので、そこは管理木材という言い方をしているようでございますが、出どころがしっかりしているものということになるかと思えます。例えば石こうボードを使いますけれども、実は紙製品もどこの木を使ってその紙をつくったかというところまで調べられるということなので、材料もかなり吟味をしてしっかりしたものを選んでいくという今手続をしているところでございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず附表の162ページだと思うんですけども、津波復興拠点整備事業について伺いたいと思います。中央区のこの前の施工不良のその後のリカバリーと申しますか、工事のほうはどのように今進んでいるのか、現在の状況をお知らせいただきたいと思います。

あともう一点は、いろいろ漁港の復旧に関して伺いたいと思います。結構不用額がもう72億から何十億といっぱい出ているわけですけども、そこで漁港施設機能強化事業費等の項目

もあるみたいですので、これはもう関連になるかどうか伺いたいと思います。実は各漁港、いろいろ使い勝手が悪い部分がいっぱい見えているみたいなので、そのことに関してやはり工事は復旧という名目なので、どうしても今に合わせて使いやすいようにはできないという、そういうことが言われています。例えば簡単に、平磯でもいいんですけども、私一番例に出しやすい、折立の漁港等をとってみましても、この前の台風で脇の防波堤のほうからもう波が来て、船が上げていても移動というか動かされたというかそういう状況でした。そこでなぜそうなったかという、船をつなぐ輪っかが1つしかなくて、1カ所にしかとめられなかったのが動いたというかそういう状況でした。そういった輪っかの追加とか、あと例えばどこの浜でもあれなんですけれども、リフトの転落防止するとめ具とか、あと転落したときの、再三同僚議員も言っているようなタラップ等の設置は、これはこういった不用額の中から何らかの形で合法的なと申しますか、流用はできないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 中央団地の擁壁の再施工についてということでお答えさせていただきます。中央団地の擁壁の再施工、Aブロック、Bブロックという形でございました。Aブロックのほうは既に家が建っているところというところもありましたので、現在工事が終わっているところもあれば、施工中というところもあります。また、家が建ってから工事してくれというところもありますので、その家が建ってからというところが3件ほどございます。そこが10月中から着手という予定でございまして、その3件については12月中まで全て完成させるという予定になってございます。また、Bブロックについては、6月末引き渡し予定だったものを今回の再施工に伴いまして1カ月延びますという話をさせていただきました。7月21日に完成して、7月末から順次宅地のお引渡しをさせていただいているというところでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 不用額の中からちょっと不便になったところできないかというご質問だと思います。これにつきましては、したいのは私どももやまやまでございまして、何とかということで交渉はずっとしておるんですけども、それについては圧倒的に不利な状況でして、今までのところ認められた例というのはございません。認めてもらうには、例えば昔ついていたという写真があるということで、その写真をもってついでにしようと思います。ですからもう1個あるいはもう2つ、これは元に戻すためにするんですということであればできますが、それ以外については災害復旧事業という枠の中ではできないということになっ



ております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 工事のほうなんですけれども、大体終わったということでわかりました。そこで今回の工事が終了したときに、この関係の皆さんに何らかの形で周知というか、そういった報告をする予定があるのかどうか、そういったことだけ伺いたいと思います。

あと漁港のほうなんですけれども、どうしてもできないという、それも私はわかっていて聞いたんですが、そこで例えば復旧の復興庁かどうかわからないんですけれども、そういったところと交渉するんですが、その交渉も強く粘れないのかなという思いもします。そこであともう一点。ただで復旧ということではなくて、例えば受益者負担も少しあるような感じの、そういう補助とか何か、復興じゃない場面での何かあれば、そういった角度からも見つけていく必要もあると思うんですが、例えばそういった形での検討というのはしているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 中央団地の再施工が終わってからの関係者への周知ということでございます。Aブロックにつきましては、既にお引渡しもしていたところでの再施工ということですので、再施工したところの工事写真等々を全てそろえて土地の権利者の皆様、また土地を借りて家を建てる方、そういう方たちに資料をお渡ししているというところでございます。Bブロックにつきましては、周知という形ではないですけれども、工事が終わりましたという話で7月末から契約行為等々させてもらっていますので、それについては周知できているのかなと思っております。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 繫船環等のお話なんですけど、現実に非常に工事をしている最中からもっとふやしてほしいというお話が各所の漁港であります。非常に話をしている中で、その受益者負担とっては何なんですけれども、我々のほうで繫船環ってこんな輪っかですね、こんな輪っかをうちで買まして、地元にお渡しをしておると、それでそれを設置していただいているというやり方をして、何カ所かではそういう形でふやしたりもしているということでございます。たまたま折立でどういうことがあって、そういうことができなかったのかというのはちょっと私もわかっておりませんが、その辺のところは余り話が多分なかったんじゃないかなと思っております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 一応工事のほうは大体わかりました。

そこで漁港の簡単な復旧というかそこなんですけれども、例えば折立を例にとると輪っかがあって、その引き上げるところに網というか、何か側溝の網、何というんですか、ふたですか、網状の。そういったやつに縛っていたりもするので、逆に危ないのかなという思い、波が来てそのところ、本来ならあいった漁港をつくった場合、上げたところまで波が来る予定というか想定ではなかったと思うんですよね。そこでそういった状況の中で波が来て、本来上げているところの場所にも波が上がって、それで船がもう移動というか動いてしまうという、そういう状況なものですから、そこは何らかの形で折立に限らず、例えば平磯のほうもいろいろな何か所もそういったところがありましたので、見直す必要があると思うんですが、今後の見直すあれがあるのかどうか。あともう一つその点を伺いたしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） この前の台風のときも、以前よりも同じような波でもたくさん上がるようになっていて。あるいは防波堤、消波工がないところでは非常に防波堤を越えて波が上がったりするということが生じております。いろいろなところからそういうお話をお伺いしております。一遍にというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、おいおいそういう形で処置をしていかざるを得ないのかなと、どんな形になるかはわかりませんが、そういうことは考えていかなあかなとは思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

何点かお伺いいたします。まずもって174ページの前者のF S Cの件で役場庁舎の関係でお話が出ましたけれども、このF S C国際認証を取るための登録料というものがかかるのか、またこれは何年か後に更新があるのか、例えば個人の人たちが集まって認証を取る場合、個人の人が登録にかかわる経費、お金がかかるものなのか。

それから、そのページ174ページの復興管理費の中で6万6,000円の予備費を充当しておりますけれども、1,900万ほど何がしの不用額が出ております。節で見ますとこの不用額がどこにも、ほとんど不用額が出ていますけれども、どこでこの6万6,000円の予備費が使われているのか。

それから次ページ176ページです。一番下の段の芸術文化鑑賞事業委託料1,100万、その下の地域生活交通事業調査委託料1,800万ほど使われていますけれども、この詳細をお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもってF S Cの申請したことによる審査料のことです。基本的には審査料はかかります。今回総合評価の中で業者を決定をしております。当然その中の条件として、F S Cの認証を取る予定がございませうかという問いがございませう。全体認証、部分認証、それから全く取らないという3つの答えがあるわけですけれども、当該業者については真ん中の部分認証までなら取りますということなので、一定の金額については現在の請負額に含まれていると私は考えてございませう。ただ、今回全体認証ということで建物全体を取るわけですけれども、その分で若干の負担の増が多分あるんだらうと考えてございませう。

それから更新でございませうけれども、先ほどご説明したとおりプロジェクトに対する認証でございませうので、特に更新という手続は今後発生はいたしません。

○委員長（山内昇一君） 保険福祉課長。

○保険福祉課長（三浦 浩君） 私からは6万6,000円の予備費の充用先でございませうが、次ページ175、176ページ、負担金補助及び交付金のところで歌津地区子育て支援拠点施設下水道受益者負担金ということで6万5,500円の支出がございませう。こちらに充てさせていただきました。議員ご承知のとおり19節は流用禁止科目でございませうので、予備費しか対応できないといった状況でございませうので、よろしくご理解お願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 176ページの芸術文化鑑賞事業の委託料ですけれども、こちらは10周年記念事業で行いました石川さゆりコンサートの会場設営等の委託、それから親子芸術文化鑑賞会、映画上映会なんですけれどもこちらの委託という形になります。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 まずもってそのF S C、舌が絡んで済みませう。その金額がかかるということなんですけれども、その金額とこのプロジェクトでは別に林業、花卉、それらのものも国際認証を取っています。例えばそれもお金がかかるのか、かかるとすればどこで支払っているのか、1度国際認証を取るとそれがずっとなのか、その辺もお聞かせください。

それから負担金の6万6,000円の予備費の充用なんですけれども、ここで負担金補助で不用額が6万5,300円出ております。6万6,000円の予備費充用ですから、6万5,500円の受益者負担分に予備費を充てたということなんですけれども、不用額で6万5,300円が出ておりますけれども、その辺お答え願います。

それから地域生活交通事業調査委託料1,800万ほど出ておりますけれども、この辺の説明もお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保険福祉課長。

○保険福祉課長（三浦 浩君） 予備費の流用についてでございますが、支出すべき額は6万5,500円。不用額は6万5,300円ということで、この時点で200円足りないわけでございます。1,000円だけの充用でよろしいのではないかということの意味かと思いますが、それぞれ3つの支出がございますが、所管する課が違いますので他課に迷惑をかけないように1,000円の充用することも6万6,000円の充用することも、作業的には6万6,000円の充用するほうが調書1枚で済むということでございます。他課の皆さんにも迷惑をかけないといったことで、この支出につきましても、本来であれば4月1日からの利用ということで考えておりましたが、施設が完成して3月の分を支払いをしなくてはいけないということが後で発覚したものでありますから、予備費の充用ということで対応させていただいたものでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 庁舎建設に係るF S C関係の審査料、登録料でございますけれども、まだ確定はしておりませんので今後審査等の手数料を含めて金額が確定してくるところでございます。

それから今後登録料がかかってくるのかということでございますけれども、庁舎に係る審査、登録につきましては、全体認証を取るための審査ですので1回きりでございます。先ほど建設課長申し上げたとおりでございます。それ以外で昨年10月に取得いたしましたF S Cの認証につきましては、今後更新ということで経費の負担も出てくるということでございます。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 176ページの地域生活交通事業調査委託料。これは町内と町外を走る町民バスの関係の、例えばルートの変更ですとか、それからバス時間のダイヤの編成とか、それから今後復興事業が進むにつれてインフラも含めてどのように変わっていくかと、そういうもろもろを調査をして、そして交通会議にかけてバスの安全な運行に資するためにさまざまなコンサル業務をお願いしているという事業でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1,800万をコンサルタントにそうすると委託したというわけですね。どこのコンサルタントでしょうか。1,800万、かなりかかっていると思うんですけれども、調査してい

ただいた先はどちらでしょうか、お伺いたします。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 仙台市のKCSという業者であります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 10款災害復旧費、それから13款予備費まで、当局説明が終わっておりますね。

その中でいろいろ今、今年度の予算の総額を照らし合わせたりして見ているんですけども、きょうは時間もない、慎重に手短にというような委員長の挨拶があります。そのとおりだと思いますので、私から初め皆さんもそういう心がけで恐らく質問するんであろうと思いますが、私は本町の予算が592億何がし、その中で本町の基準財政、需要額、大体85億ぐらい、総務課長が説明したように。そうするとこの総額から八十五、六億が本町の災害被害の基準額になるわけ、財政基準額ね。とんでもない金額が、ページ数いりませんから、この災害関係であります。復旧復興ね。その中で前年度より繰越がされたもの、それと翌年度に繰り越しをするもの。そういうふうに大きく言えばそのような内容になっております。その中で私の、皆さんもそうだろうと思いますが、一体その災害復旧、復興が当初計画を立てた内容のとおりに進んだのかどうか、そして28年度に繰り越されたものがそれなりに計画どおりに工事関係が進んでいるのかどうか。大ざっぱに言えばそのような内容であります。その中でどうしても予定どおりにいかなかったという、計画どおりにいかなかった、進まなかったものがあれば、あるとするならば説明していただきたい。27年度の予算から決算に向けての内容について。

それから28年度に繰り越されたものが現在約半年ぐらいたちますか。計画どおりに進んでいるんだろうかと、そのようなことを大ざっぱに、これをいちいちページで中身を聞いていたのではとって3日も4日もかかる。そのようなことで、一応その説明を聞いて、それからそれで質問したいと思いますので、重要なことですのでそれら繰り越されたもの、繰り越したものの、そして年内の状況、それらを説明してやって。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 非常に予算管理の全般にわたる内容でございますので、概括について私からご答弁申し上げたあと、個々の事業については企画課長からご答弁申し上げます。

まずこの27年度決算に含まれている明許繰越の、とりあえず26年度から27年度へ明許繰越した額が117億ほどの事業費がございました。実際に決算で実執行を行った内容が59億4,000万ぐらいでございますので、明許繰越の執行率は50.7%ということで、半分ほどが予算残とし

て残っております。なおこの予算残で残った57億のうち、さらに28年度に事故繰越した額が8億7,000万程。これが現在新年度の予算で今執行中の内容の予算がございませう。これが明許繰越の部分です。

それと27年度の決算に含まれている事故繰越、26から27へ送り込んだ事故繰越の額というのが3億3,000万ほどございませう。それが27年度執行した部分が1億3,700万ぐらいでございませうので、41.2%の執行率ということで、いずれも繰越の予算については執行率が非常に低いといった状況下にあります。

大きく影響を及ぼしているのがやはり漁港事業関連が執行率が低かったということでございませうので、その部分については当然今年度にしわ寄せが行っているといったのが概況でございませう。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 事業、全体的にというお話でございませう。2とおりの捉え方があるのかなと思ひました。

1つは国費でこの復興事業やっでございませうので、大体全体に対して今どれぐらいお金がもらっているのかという見方がまず1つあるのかなと思ひます。それにつきましては、大体当てにしているお金に対して90%ぐらいは交付されていると、そういう見方が1点ございませう。

それからもらったお金を使って工事発注、契約をどれぐらいしたのかという見方があるかと思ひます。これは事業ごとに、実はうちの町今150の事業が入っておりまして、事業ごとにスピード感は違ふんですけれども、大体75%ぐらいは契約済みというところになろうかと思ひます。あとは完成しているというものももちろんございませうけれども、大体75ないし80%ぐらいは契約。

それからやはり工事でございませうので、町民の目に見えるような工事の進み方というのも1つの捉え方としてございませうけれども、高台移転はおかげさまでというところで、これからはやはり道路と川のインフラ関係になろうかと思ひますので、そちらは国と県の事業調整もございませうので、これから目に見えるということになるかと思ひます。

それから苦戦をしている事業でございませうが、これは阿部委員ご承知のとおりやはり海に係する事業、工事ということになりますので、漁港とか漁集事業、こちらがこれからということになると思ひます。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 委員長、私は今総務課長、企画課長が説明なされたことも重要な、一番重要な

ことだと思えます。その中で27年の計画が決算年度、単年度が原則ですから、それでもこういう大災害の中ですから、1年で前に繰越されたものがまた繰越になる、それが今度はまた同じような文字を使えないから事故繰越、そういうふうになる。事故繰越は1年以上はできないことになっている、規則だね。そのような中で、28年度に繰り越されたもの、その進捗状況をお伺いしたい。建設課長あるいは復興課長か。それらが主ではないかと思いますが、それがどのような形で今進捗しているのか。今総務課長、企画課長が説明したのは金額的なもの、計画どおりに進まなかったんだということなんでしょう。それが悪いとかいいとか私は言っていない。内容をお伺いしているわけですから、課長たち、その辺が親切だね。わかりやすく答弁していただけた。そういうことです。28年度の内容の説明。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） それでは、繰越額、不用額とも一番多いと思われまます漁港関連についてご説明をいたします。

漁港の災害復旧費で、今年度へ繰越明許しておりますのが25億ほどあります。事故繰越については4,300万ほどあります。繰越明許の額の中で委託費が1億8,000万、それから補助請負費が2億3,000万ほどあります。このうち結局一番何が苦戦をしておるかとお申しますと、防潮堤の工事をどうするかということに尽きます。これにつきましては、いわゆる地元との細かいところにだんだんできてきているわけですが、設計がきちっと決まってくないと。決まってくない限りは発注ができない、あるいは国との交渉、これでいいですかという申請もできないという状況になっていて、今その辺の詰めをやっているということになっています。ですから、昨年度の不用額、27年度の不用額についてもいわゆる明許で繰り越したやつをなかなか発注ができなくてという形になっております。現在繰り越しておる部分につきましても、現実的にはなかなか進んでいないと。できるだけ今年度中に何とか発注にまではこぎつけたという形での作業を行っているところであります。以上です。

○委員長（山内昇一君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 私からは防集事業についての事故繰越の分についてご説明を申し上げます。きのうの細部説明でも申し上げましたが、防集事業におきましては中学校上団地につきまして、手直し工事等がございまして、道路事業と合わせまして4億ほどの事故繰越をさせていただきます。この工事につきましては、4月14日に完成をさせていただきます。4月に終了させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは私から27年度予算を28年度に繰り越して、現在の進行状況はということでございますので、まず松原公園 2億9,100万円ほど28年度に繰り越してございます。きのうの説明でも申し上げましたが、防集から出た土をこの松原公園建設予定地にまだ置いてございます。その土が今年度中になくなれば、というか区画整理で使えば一番よかったですけれども、区画整理も河川、道路等と調整しながら進めておりますので、なかなかことし中に土がなくなって松原公園建設できない状況でございますので、進捗率としては進んでございません。

それともう一点、伊里前で漁協支所であったり復興商店街等の用地造成してございます。こちら1億5,000万ほど27年から28年に繰り越してございますが、こちらについては順調に工事が進んでございまして、漁協支所建設予定につきましては、9月の下旬建設着手というのも聞いてございますし、復興商店街の工事着手も10月中に着手予定と聞いてございますので、伊里前については順調に進んでいると思っております。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 ただいま内容についてお伺いをいたしましたところが、復興関係ではほぼ予定どおりに進捗がされて工事も、伊里前も終わったと。全部これで終わりということですね。伊里前、中学校のね。あと今志津川中央ですか、それらも進捗どおりにやり直し工事のそれらもあったわけですが、それらを含めて大体計画どおりに進んでいるという解釈でよろしいですね。

それから海のほうであります。なかなか発注ができなくているんだと。これは繰り越した分がまだゼロなんだと。手つかずと。しょうがないかなと思う面もありますが、その内容について地権者の承諾が得られないとか、いろいろな内容があるわけでしょう。それから松原関係も他の河川とのかかわり等があるために手をつけられない、全然手つかずなんだと。そういう内容だということです。海のほうも手をつけられないのが悪いとかいいとかと言っているんじゃないですね。内容をお伺いしているんですから。これほどこの町でも気仙沼市なんか20何%ぐらいしか進んでいないんでしょう。一生懸命当町の執行部の皆さん、一生懸命頑張っているんだと私は思っております。これだけの項目を、一々内容を聞いていったら3日はかかりますよ。そのような中で、大事なことを聞いたわけです。あとは皆さん、私は大ざっぱに内容がわかりましたので、私の質問は終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 167ページの災害復旧費農林水産業施設復旧費ですか。3目の漁港施設災害復



旧費であります。予算的には繰越継続という形で120億であったわけですが、支出が22億弱ということで、大分苦戦、先ほどから言っておりますが大分苦戦されているようでありますが、その中で苦戦している事業はわからないわけではありませんので、その中でばなな漁港の防波堤で、その防波堤の離岸堤というのは沖防波堤のことを指して言っているのかなと思いますが、その離岸堤の工事内容ですね、その辺あたりの詳細的なものをお知らせください。

それから184ページの農林水産業費復興費の被災地農業復興総合支援事業です、5目の中の15節の工事請負費で被災地域農業生産総合支援事業ですか、いろいろ今被災した農地を復旧して農業が再開されているようでありますが、その中でも何と言いますか、作付がなされていない地域もあるようであります。その中では、機械等設備等もいち早くされておたはずだろうと思いますが、いまだ完全な作付がなされていない、その理由と言いますかその状況ですね、それで今後の対策というものをどのように考えているか。

それと192ページの復興地域づくり加速化事業費の中の15節工事請負費です。委員長、これ済みませんが、関連の関連になるかもしれませんので一つお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 簡明をお願いします。

○高橋兼次委員 簡明ですから一番。衛生費の中でも出たかと思いますが、流木処理について大分現場は混乱しております。各地域の方々をお願いをして細かく処理をして搬出するばかりになっているはずなんです、何回か前のしけの残骸からして片づいていないということで、現場は苦情がいっぱい出ております。地域の方々にも協力してもらっているにもかかわらずさっぱり片づかないということでもありますと、今後協力をもらえない可能性も出てきますので、その辺あたりの内容と言いますか、流れをお聞かせください。以上3点です。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） ばなな漁港の防波堤の工事はどこをどないしたんやとこういってお話かと思いますが、附表の137ページのところの分でしょうか。中山の離岸堤につきましては、今議会の最初のほうで契約の承認のお願いをして。（「工事の概要」の声あり）その離岸堤の中の、離岸堤の工事の（「どうやって直すんだって」の声あり）、わかりました。

今周り、もともとあったところの消波ブロック、あれがかなり飛んでいると。それから真ん中の部分がちょっと傾いたりなくなったりしているということでございます。それについては真ん中を戻すというのはなかなか不可能に近いということでもありますので、消波ブロックをその上に重ねておくという形で直すと考えております。それはそれでよろしいですか。

ではその次、もう一つ伊里前の関連の関連になりますか、いわゆる流木の処理の話ですが、

これについても一応すぐ、台風の後、その前から流木も必ずあるというのはわかり切った話で、ずっと怒られていますので、その分については段取りをして今一生懸命やっている最中です。去年から残っているやつがあるやないかという話も重々存じ上げておるんですけども、なかなかうまくいっていないというのが実情でございます、ご迷惑を大変おかけいたしておりますけれども、一生懸命やらせていただいておりますので、ひとつよろしく願います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 農地復旧の関係でございます。委員ご承知のとおり、圃場整備地区につきましては、6工区で整備を進めておりまして、おおよそその残りは、工事が残っているのが、泊浜、それから廻館工区ということになってございます。それでその状況ということでございますけれども、今年度の各圃場工区における主な作付状況でございますけれども、泊浜につきましては水稻、直播ということで直まきのほうですか。（「作付なされないところはどうなんだということ」の声あり）ということで、整備をして引き渡しをしているところでございますけれども、確かに圃場整備工区の中でも作付されていないところがございます。それにつきましては、昨年度一旦引き渡しを予定しておったんですけども、石れき、あるいは排水の関係ということで県で補完工事をこれまで行ってきたところでございます。当然、さらに不具合がある箇所につきましては、今後も補完工事を進めていくということを聞いておりますので、そういったこともありまして、全体的に引き渡しはされたんですけども補完工事などがあるために、作付していないところもあるといった状況でございます。

それからその対策ということでございますけれども、何度もお話してありますとおり、震災後これまでなかった営農組合を設立いたしまして、これまでとは違った形で農地を復旧し、有効に活用して、作業の効率もよくした上で農業を行っていただくということで営農組合も組織を設立させていただいているところでございます。その中で、その整備と合わせて営農の打ち合わせもさせていただいております、その中で確かに年々その状況が変わってきて、作付できないという方も中にはいらっしゃることもあります。そういったこともございますので、中間管理機構という事業がありまして、簡単にお話すれば農地の貸し借りということで、作付をどうしてもできない、あるいは耕作できない方につきましては、その担い手となる圃場工区の中で担い手となる方に土地をお貸しして作付していただくといった事業がございますので、それでひとまずその営農組合で営農するに当たりまして、作業の受委託という

ことで農協さん入って、その辺をできない部分の作業をしていただくという手続をしておりまして、それを2年の契約でやっている状況です。ですので今年度に主なところがその契約のほうで満了となる時期を迎えていますので、それに合わせまして中間管理事業を取り入れていただけたところにつきましては、そういう話を今させていただいているところでございます。ですので確かに作付していないところもございますけれども、そういったことでいろいろなその事業、あるいは担い手の方に農地を集積させて何とか作付していただくように今努めているところでございます。

それからあとは原形復旧でございますけれども、こちらはまだ補完工事が終わっていないところがございます。それで県にお願いして補完工事を進めているところでございますけれども、こちらのほうでもなかなか住宅再建、優先されるべきところがあると思います。ですのでそちらを優先していただいて、その上でそちらの作付をお願いしたいなと思っているところでございまして、つい最近ですね、そちらの原形復旧のほうの、これまでも何度も終了しましたということで通知は差し上げているんですけども、もう一度確認の意味で通知を差し上げたところでございます。その中で営農再開につきましても書いておりまして、作付していただくようお願いしているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 全く丁寧な答弁で、大分頑張っているんだなということをひしひし感じました。それでそれは後にして、最初の、あれ何だったっけ、最初。ばななについてですね。中心が傾いているということは、要はその防波堤の本体が崩れるということなんでしょう。本体が崩れていてそれを引き起こしてそれをまたもとどおりにするということは、これ大変至難なわざなんだろうということで、周りを固めるという方策をとっているんでしょうが、果たしてそれで大丈夫なんですかねというのが本音なんです。本心なんです。あそこは本当に外洋で超1級のしけの来るところでありますので、その骨組みそのものが傾いているものを辺りで固めて、果たしてどのぐらいもつのかなと、そんな心配もあるんですが、その辺は抜かりなくやるんだろとは思いますが、整備しました。しけが来たらまた何か傾きましたということにならないように、ひとつ頑張ってやっていただきたいと念じております。

それから今丁寧な説明、答弁をいただきましたが、なぜここかという、あえてその地区の名は出しませんが、公金が流用されているわけですね。それでその公金流用した中で、本当はここは今になれば黄金色になる、そういう農地なのにいまだに雑草がぼうぼうと生えているということが多くの方々の目に映っているわけですよ。ですから、設備をし、そして整

備をした中を一日も早く利用活用できるように、今後も指導といいますか、その辺を徹底し、そしてまた先ほどの説明にあったいろいろな事業を活用して早く秋には黄金色になるように努力していただきたいなど、そう思います。

それから流木、流木前だったかな、流木はやはりこれ一番いいのは多分詰まっているんだろうと思いますので、処理がね。いろいろ苦情が来るということは、目に入るからですよ。その関係者、住民の方の目から移せばいいわけですから。一時保管とかそういう場所をつくってそれで一応流れ着いたところから移すと。そして本処理はその後に徐々にやっていくと、そういうことでないと、なかなか町民から理解をもらえないような流れになってくるのかなと思いますので、その辺を加味しながら早急にやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「休憩」の声あり）

それでは休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですので再開いたします。

10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を続行いたします。三浦清人委員。

○三浦清人委員 27年度も大変な金額、大きな金額の予算でありました。質疑いっぱいあります。いっぱいあるんですが、委員長のスピーディーにという言葉、協力方お願いされておりましたので、手短にお話したいと思います。先ほど来、前者もいろいろと質問があったんですが、この志津川中央団地の再施工という言葉でお話がありました。この件に関しましては、私も非常に危惧しているといいますか、非常に残念だという思いで、さらに発言をさせてもらいますけれども、再施工になった理由といいますか、責任といいますか、業者にあるんだろうと思っております。URでしたかね、UR。それでここに携わった、私から言わせるならば、何度も言うようですが、いかさま、手抜きをした業者はどこだったのでしょうか。何という業者だったのですか。URが出した業者、名前。ちょっとど忘れしたので、改めて確認をしたいと思うんですが、何という業者だったのか。このことによって業者の信頼は失墜したわけがあります。しかしながら、業者だけではなく発注した町にも信頼が失墜したところがあります。一日も早くその信頼を回復するためにはどのようなことをしていったらいいのか。多分時間はかかるでしょう。すぐには町の信頼も回復は難しいのではないかと私なりに考えてお

ります。そこで早く信頼を回復するには、まずはこの仕事、事業に携わった業者へのペナルティ、これをきちっと打ち出すべきではないかなと思います。現在はどうなっておるのか。心配なく、先ほど課長の話ですと10月中には引き渡しができるんだなという話もありました。その町の管理、監督はどのようにしておるのか。大丈夫ですか。という心配なんですよ。また、引き渡しが終わって、個人に引き渡ししてまた何か起きるのではないかという心配もあるわけです。信頼がないんですから。業者もあなた方も。どのような管理監督を今なさっておるのか、その辺お話しください。

○委員長（山内昇一君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず施工業者の名前ということでございます。町からはUR都市機構に業務委託という形で工事をお願いしているわけでございますが、UR都市機構から工事を発注をしている業者としましては、飛島・大豊・三井共同建設コンサルタントCMJVと通称言われているところでございます。

それとあと私から町の監督ということについてちょっとお話をさせていただきます。町としましては、工事委託はURをお願いしているので、まず監督の順番としましては施工業者のほうで出来高等の検査をいたします。それに基づいてURが検査をします。完成したところについて町がこの出来高等がちゃんと合っているのかと、ちゃんと施工状況不具合ないのかと写真等で管理をさせていただいているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それではペナルティのお話も出ましたので、契約業者審査委員会の委員長としてお答えをさせていただきます。以前にも全員協議会等でも説明をさせていただきましたが、発注元であるURさんから先ほど申しました飛島・大豊・三井の共同企業体には今のところ裁定がないということでございます。お話を聞きますと、いまだに工事が施工中であるのでということでございますので、そちらの裁定がないうちは町としてもその裁定を下すわけにはいかないだろうということで、今その裁定を待っているというそういう状況でございます。

信頼回復につきましては、URから今回のいわゆる中間報告あるいは最終報告ということで、今その最終報告の提出を待っているという状況でございます。再発のないようにということでそういう報告書が今作成されているという状況でございますので、それをもって信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 URから直接といいますか、すぐに発注した飛島・大豊・三井の共同企業体というのはわかりました。実際に現場で働いている、施工した業者は何という業者ですか。あったんじゃないんですか。ちょっとど忘れしているので聞くんです。全てしゃべってくださいよ。隠さないで。

それからURが検査をして、URから報告を受けて町が最終検査をすると。それはその事件が起こる前もそうだったんじゃないですか。事件というか事故というかいかさまというか。それは発覚する前もそうだったんでしょう。同じやり方でやっているということ。その発覚した、事件が起きた後も同じやり方。それじゃあさっぱり改革も何もないんじゃないですか。信頼が置けないから町の管理監督をしっかりしなさいということを行っているんですから。同じやり方でまた何ですか、写真とか、ああいいよ、大丈夫だオーケーですと言われてはいって受け取るんですか。それはないでしょう。そういうやり方だとまた信頼が失墜するんですよ。私そこ言っているんです。今の答弁の話だと、URから報告もらって終わったから、それを見て検査をすると。それはまるでお儀式というか、決まり切ったやり方、それは当然でしょう。しかし、こういう問題が起きたので、途中でも行って現場を見るとか、設計どおりにやっているのか、業者がどういうことをやっているのかということをやらなきゃだめなんでないですかということなんですよ。それが信頼回復でしょう。

それから今、審査委員会委員長。URから何か結果的にどうのこうの出ていないから町としてもどうのこうの。何、町はURの子会社ですか。何言ってるの。町として、ここにかかわった業者をどのようにするかという考えを聞かせてくれという話ですから。URの何か結果が出たとかでないとかは別問題ですよ、それは。行政として町として発注者として、これからどうなんだという質問なんですから。ね、委員長。そういう質問をしていますね、私ね。自分たちのやっていることを正当化だけを主張しようとしているからこういうことになってくるの。反省しなさい、少し反省。どうです。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 確か震災対策特別委員会の中で、ここで参考人ということでUR、それから共同体の職員がここに来てお話をしたのを今でも私もちゃんと覚えておりますが、その場でおっしゃったのには、責任はすべて元請である共同企業体にあるということをおっしゃったと思います。ですから、その下請に関してはいわゆる元請の指導監督不足であったということをこの場でしゃべったと思います。それはちゃんと覚えておりますので、基本的にはその元請である飛島・大豊・三井共同企業体に責任があるということがございますので、

URの裁定のあとに町としてその裁定について検討したいと、そういうことを申している、そういうことでございます。

○委員長（山内昇一君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 町の監督、同じことをやっていたのかと、施工不良があった前と同じことをやっていたのかということでございますが、中間報告いただきましたけれども、その中でUR、CMJV等でかかわりをふやしてございます。町自体何か今までURさんをお願いしていたやつを町が現場に行っちゃんと管理しているのかということでございますが、町でもうちの職員が施工状況等は現場に行っ確認をさせていただいてございます。ただ、全て、全宅地ということではないですけれども、その擁壁一連でどういう工事を今やっているかな、再施工やっているかなというところの確認はさせていただいております。（「下請業者」の声あり）下請業者名ということでございます。報告のときに3社の名前、お話をさせていただきました。CMJVの下ですね、一次下請、二次下請、入っていた業者。済みません、今私、資料をちょっと持ってきていなくて、1社だけは頭にあるんですけれども、1社だけは町の地元の会社で沼正さんというところは覚えているんですけれども、そのほかの2社についてはちょっと今資料がなくてお答えできかねるという状況でございます。申しわけございません。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 思い出しました。そうでしたね、沼正工務店といいましたか、がかかわっていると。それで審査委員長、その特別委員会でここに参考人としておいでをいただいたURさん、それからあれは三井さんでしたかね。あるいは飛島か、の代表の方とか現場監督さん、おいでをいただいてね。あのときの発言とか話は、この工事にかかわった業者全てが責任だという話で私は聞いたと思うんですよ。そのように聞きました、私は。そうすると何ですか。責任は下請にはないということ。そうおっしゃいましたってあなたどう思ってるの。私は全てに責任があると思いますよ。やった人が責任なくて監督する人が悪いということですか。監督しなかったのが。直接現場でやった業者は責任ないということ。それはないでしょう。私は全ての業者に責任はあると思っていますよ。だからどうして何ですか、かばうようなことを言うんですかね。何かあるんですか。それが信頼なんですよ。信頼を回復するということですよ。そういうふうに言ってるってね、さらなる不信感持たれるんです、町民から。そう思うのは私だけでしょうかね。ちょっとおかしいですよ、そういう話は。別なほうにも展開していく可能性がありますよ。やはり悪いことは悪いと認めて、そしてきちっと

したことをやると。そうすることによって町民からの、議会からの信頼というものが回復するものだと思います。よくその辺のところを考えてこれからの執行に当たっていただきたいと。これは全ての課長に言えることですからね。今回たまたまこの予算でこの項目で話はさせてもらっていますけれども、自分は何のためにそこにいるのやということをよく考えて職責を果たしていただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） そのほか。（「なし」の声あり）

なければ10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出に対する質疑を終わります。

これをもって一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。これによって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号、平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは、平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明をさせていただきます。

ページ数は196ページ、197ページを、お聞きください。

1款国民健康保険税ですが、5億4,800万5,961円の決算額で、前年度対比2.3%の減となっております。不納欠損額は24万9,510円となっており、昨年度より5万円ほどふえております。収入未済額は1,185万6,663円で、昨年度より344万3,000円ほどふえております。

収納率ですが、204ページ、205ページの備考欄に節ごとに平成27年度の収納率を記載しておりますが、参考までに収納率の年度比較を一般被保険者、退職被保険者の全区分を合算して現年度分と滞納繰越分の2つの区分で申し上げますと、平成26年度は現年課税分が99.56%、滞納繰越分が60.86%、平成27年度は現年課税分が98.80%、滞納繰越分が32.42%で、若干で



すが収納率は低下しております。

なお1款国民保険税の歳入の構成比は20.3%となっております。

196ページ、197ページにお戻りください。

2款使用料及び手数料ですが、16万9,100円の決算額で、前年度対比31.4%の減となっております。歳入の構成比は0%です。

3款国庫支出金ですが、6億6,488万1,276円の決算額で、前年度対比12.8%の減、金額で9,742万7,000円ほどの減となっております。国庫負担金で5,704万円程の減、国庫補助金で4,038万7,000円ほどの減となっております。3款の歳入の構成比は24.6%となります。

4款療養給付費等交付金ですが、1,148万8,000円の決算額で、前年度対比74.8%の減となっております。歳入の構成比は0.4%となります。

5款前期高齢者交付金ですが、3億4,760万2,970円の決算額で、前年度対比13.5%の増となっております。歳入の構成比は12.9%となります。

6款県支出金ですが、1億3,173万7,789円の決算額で、前年度対比20.1%の減となっております。県負担金は前年度並みでしたが、県補助金が減となっております。歳入の構成比は4.9%となります。

7款共同事業交付金ですが、6億4,550万3,682円の決算額で、前年度対比87.2%の増、金額で3億68万9,000円ほどの増となっております。歳入の構成比は23.9%となります。

8款財産収入ですが、7万1,555円の決算額となっております。基金の利子となります。歳入の構成比は0%です。

9款繰入金ですが、2億2,895万1,399円の決算額で、前年度対比6.8%の増、金額で1,459万8,300円の増となっております。一般会計繰入金が2,459万8,000円ほどの増、基金繰入金では1,000万円の減となっております。9款の歳入の構成比は8.5%となります。

10款繰越金ですが、平成26年度からの繰越金で、1億1,918万8,227円の決算額となっております。前年度対比53.6%の増となっております。歳入の構成比は4.4%となります。

198、199ページでございます。

11款諸収入ですが、356万1,162円の決算額で、前年度対比26.8%の減となっております。歳入の構成比は0.1%となります。

収入合計は27億116万1,121円となりまして、前年度と比較をしますと率で8.8%、金額で2億1,934万1,901円の増となりました。

以上国民健康保険特別会計の歳入について申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。それでは、私から歳出の説明をさせていただきます。

202ページ、203ページの歳出合計額をごらんいただきたいと思います。

支出総額25億241万7,000円でございますが、昨年度比較で2億6,000万増加しております。執行率は93%でした。増額の主な理由でございますが、共同事業拠出金が3億円増加したためであり、歳入においての共同事業の交付金額と合致するもので、見かけ上の予算が増加したものであり、実質収支には大きい影響を与えるものではないと評価しております。全体としては被保険者数、被保険者の減少等による経費の減少があらわれた決算となっております。最下段ですね、歳入歳出差引額1億9,874万3,795円ということで、基金に1億を積み立てることができてございます。附表においては176ページを参照願えればと思います。

決算書214、215ページをごらんいただきたいと思います。

総務費でございますが、これは人件費、事務費等になります。

連合会負担金でございますが、これは各市町村ごとの被保者数や均等割負担から積算されておりまして、昨年度と同水準の負担となっております。連合会の負担ですね。それから済みません、失礼しました。216、217ページ、徴税费でございますが、徴税费の納税奨励費につきましても、口座振替奨励金として3,000円を37世帯に交付しております。

3項の運営協議会費でございますが、これは国保運営協議会委員の報酬等の経費でございます。

同ページ2款の保険給付費でございますが、昨年度と同等の水準となっております。給付の水準は、月にならしますと昨年度と同じで毎月1億2,000万ほどの負担ということになってございます。

218、219ページ下段、出産育児一時金、それから葬祭費等につきましても、附表にもお示ししておりますが、出産育児一時金は24件、葬祭費は34件の支給でございました。

220ページ、221ページ、後期高齢者支援金ですが、各医療保険者が後期高齢者医療制度を支えるための負担で、総費用額の全体の4割を他の若年者が加入する医療保険等で負担しているもので、昨年より5,800万の減額となっております。

前期高齢者納付金でございますが、制度としては被用者保険と国民健康保険間の医療費の負担を調整するためのもので、納付金になるか、交付金になるかということでございますが、当町におきましては、納付金は5万9,000円でしたが、交付は3億4,760万円交付を受けてい

るという状況になってございます。

飛びまして222、223ページ、6款介護納付金でございますが、国保加入者のうち40歳から64歳までの方が介護保険制度を運営する経費として負担するものでございます。1億800万円となっております。

7款の共同事業拠出金でございますが、これは冒頭でも申し上げましたが平成27年度より積算方法が変更となり、拠出額が大幅に増額となったものでございます。交付を受けた金額は5億8,500万。これに対して拠出は5億4,300万で4,200万円交付のほうが上回っているという状況でございます。

下段の8款の保健事業費でございます。特定健康診査等事業費でございますが、実績としては附表180ページに示すとおりでございます。昨年度の受診率を2ポイントほど上回る結果となりました。

次ページ以降の、次ページ224、225でございますが、保健事業費といたしましては、附表に詳細を載せてございますが、レセプト点検業務や人間ドック実施に係る経費が主なものとなっております。

同ページ、財政調整基金積立金でございますが、基金運用果実の積み立てでございます。

続いて、226ページ、227ページ、償還金でございますが、これは療養給付費や国庫補助金の過年度分の精算の費用となっております。昨年より2,700万ほど減額となっております。

中段以下繰出金として、直営診療施設勘定繰出金がございますが、休日診療等の経費の一部を医師確保対策の一環として負担しているものでございます。

以上、歳出の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。附表の178ページの一番上のほうに、現状が書いてありましてその一番最後に、地域の実情に配慮した国の継続的な財政支援について要望活動を実施したとありますけれども、この要望の内容とそれに対する国の反応をちょっとお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 国への要望ということのご質問でございますが、震災直後から被災地への財政支援ということできざまな要望活動を展開してきたんでございますが、27

年度における国民健康保険に対する財政支援の要望事項といたしましては、これら継続的に行ってきたその成果というか、その反応といたしまして国から追加的な財政支援が25、26、27年度の3カ年行われてきたわけでございますが、さまざまな被災地の問題または国保制度の構造的な問題等の部分はまだ解決していないという部分もございます、27年度においては震災関連に対する支援ということで求めてございますし、あとは沿岸部の被災地については被災地を多く抱えて継続した医療の必要が見込まれるという内容で、財政支援と被災沿岸市町まとまって、我々事務レベルでは東北厚生局等を通じて国に要望活動を行ってまいりました。それ以前までは医療費の一部負担金免除の継続等についても行ってきたという経緯もございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 これまでいろいろお願いをしてきて、いろいろ追加支援をいただいていたと。現状を考えてまだこれからも必要なのではないかと思いますけれども、今後の要望の予定をお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 委員もご存じのとおり、平成30年度から財政運営の都道府県化を控えている今、状況でございます。そういった中で今までも継続的にこういった国保の構造的な問題に対する支援というのは、全国の国保運営保険者から要望が出ているわけございまして、それに対してこの都道府県化に際して、全国レベルではございますが、1,700億円の財政支援を1年前倒しして、今年度から実施しているという部分で28年度の国保運営にどのような影響があるかちょっとまだ金額的な影響額はわかりませんが、そういったことで国の財政支援が継続されているという状況もありますので、それらを見据えた上での今後の要望活動になってくるのかなと、現時点では考えてはございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。一般会計で町税をやっておりますので、本会計におきましても国民健康保険税についてお伺いしたいと思います。

それでもって調定額ですね。いわゆる賦課の調定額ですが、25、26、27と徐々に調定額が落ちておるといふ現状下にあるようでございます。先ほどの説明で課長は被保険者数の減少傾向だという話がございまして、その辺との絡みがあるのかどうか、それともその所得の状況がどうだったのか、その辺お伺いしたいと思います。

それから町税でもお伺いしましたが、収納率が少しずつではございますが悪化しておるとい

う現況です。それで町税でもお伺いしましたが、現在の課長の分析をどのようにしておるのか、ややもすれば前年度ですか、大なたを振って不納欠損額を大量にあげて処分をしたと。不納欠損にしたということで、相当減って安堵しておったわけですが、いわゆる悪化傾向にあるということは、国保税、私も経験ございますが、全くこの累積の一途をたどる道を歩むという結果になっていくのではなからうかという懸念するわけですから、課長の今の考え方をお伺いしたいということです。

それから財政調整基金ですが、これは27年度決算ですけれども、現在進行形の中でどれほどあるのか、財調の額ですね。それで最終的には町長になるんですが、いわゆる29年度、これからの予算編成ということになるんでしょうが、そのいわゆる税率改正というか増税、減税の可能性あるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは3点ほどのご質問かと思えます。

調定額の推移でございますが、委員ご指摘のとおり附表にもございますが、被保者数が徐々に減少しているという影響が1つあるかと思えます。1人当たりの調定額で比較しますと、26年、27年度は大きな差はございません。所得状況はよろしいのかと思えます。ただ一方で繰越損失等の影響がなくなってしまったという部分とか、低所得者世帯に少し重く、税が通常どおりかかり始めたという部分もございまして、それらが新たな滞納を生んで結果として300万ほど滞納額、未済額が増加しているという分析で、もう少し細かく分析を加えた上で今後の対応を考えていかなければならないということは考えてございます。

収納率でございますが、率の比較ではそれなりの徴収率を維持しているというものの、昨年度より全く未済額が増加しているというのはご指摘のとおりでございます。今後とも適正な賦課で現年度において滞納させない徴収方法、周知を図りながら広報等、防災無線等を使いながら納期の周知等を図っていきながら徴収に努めてまいりたいと考えております。

それから財政調整基金の残高でございますが、176ページ附表にございますように27年度末現在高で3億3,400万ということでございます。実質27年度からの繰越分を1億積み増すわけでございますが、28年度においても1億繰入の予定をしてございますので、現在高としては4億を超える金額にはなっておりますが、見かけ上。実際は3億3,000万、この数字に落ち着いてくるのかなということでございます。先ほど前者の委員にも申し上げましたけれども、平成30年度から財政運営の都道府県化ということもございまして、今年度県下一律新たな制度の中で県に納付する、要するにこれだけの医療費水準、高齢化の水準で我が町の納める、

今まででいう税相当額、納付金の算定等を進めている最中でございますが、その水準いかんでもございますが、現時点で29年度の予算において税率の改正等は、現段階では改正の予定はないと、町長からも現状維持でという指示を受けているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうしますと調定額の減少傾向というか、所得ではなくいわゆる繰越損失なんかの相殺の関係上、どうしても低所得者のほうにしわ寄せが行ったと。その結果として滞納額もふえつつあるということによろしいのでしょうか。

それから収納率ですが、従前と比べれば相当な高収納率だと私は思います。いわゆる日ごろの徴収に敬意を表するわけでございますけれども、ただ先ほど私が申し上げましたように、ややもすればこの保険税というのは非常に税負担の意識が高いというか、町民サイドから申し上げますと。そういう感じがございまして、どうしても1つふえますと、ふえ続けている、累増していくという傾向にございます。したがって課長は防災無線等、よくありますよね。納期がいついつまでで、納めてくださいと。それだけで済むのかどうか。もう少し、例えば滞納世帯の世帯表というか、その状況を把握してもっと綿密な徴収態勢をとるとか、そういう体系が必要なんだろうと。現在の町民税務課の体制はよくわかりませんが、そのくらいの余裕があるのかどうかわかりませんが、いわゆる今後を考えた場合はその辺の形までやはり整えていくべきなのではなかろうかなと危惧するわけでございます。その辺いかがでしょう。

それからそうすると、平成30年から都道府県化と、いわゆる広域化という形になって町の運営は29年度限りということであるから、財調もそれ相応の額があるしいわゆる税率改正、税の引き上げはないということによろしいのでしょうか。以上。

○委員長（山内昇一君） お待ちください。いいですか。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 徴収に対しましては、今後とも意を用いていくところでございますが、今委員ご指摘のあったような部分につきましては、一昨年から滞納管理システム等を導入して、そういった滞納者の一元的な管理ができるようになってございまして、時節を見ながら催告等を行って、徴収率アップに努めていきたいと考えているところでございます。

財調に関連しての保険税率でございますが、ご説明したとおり30年度から財政運営が始まるわけでございますが、それ以降につきましても徴収業務は、徴収というか賦課徴収業務は市町村の業務となっていきます。その県の平均的な水準がどの部分なのか、我が町の立ち位置がどの辺なのかというのを見きわめて、30年度以降の保険税率を決定していくわけですが、

その前段としての29年度というのは非常に大切な年度と捉えておりまして、その辺できるだけ被保険者の負担軽減につながるような積算、この基金の利用等を検討していきたいと考えてございます。

- 委員長（山内昇一君） それではここで休憩といたします。お昼のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 2 時 0 2 分 休憩

---

午後 1 時 1 0 分 開議

- 委員長（山内昇一君） 皆さんおそろいですので、少し早いようですが再開させていただきます。

国民健康保険特別会計の質疑を続行いたします。（「なし」の声あり）  
ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

- 会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは、平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の歳入について申し上げます。

229ページ、230ページをお開きお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、8,469万8,700円の決算額で、前年度対比で6.2%の減となっております。収入未済額がマイナス表記してございますのは、次年度において還付されるということでございます。歳入の構成比は62.8%となっております。

2 款使用料及び手数料ですが、督促手数料が3万3,800円の決算額となっております。

3 款の繰入金ですが、一般会計からの繰入金で、4,588万7,790円の決算額となっております。前年度対比2.4%の増でございます。歳入の構成比は34%となっております。

4 款繰越金ですが、425万918円の決算額となっております。前年度対比7.4%の減、歳入構成比は3.2%となります。

5 款諸収入を加えまして収入合計は、1 億3,506万7,750円となりまして、前年度と比較をしますと率で3.5%、金額で494万970円の減となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳入について申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私からは歳出についてご説明申し上げます。

本会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れ、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

231、232ページ、支出総額 1 億3,050万8,000円でございます。昨年度比較で525万円の減でございます。執行率は96.7%でした。実質収支は455万9,000円の差し引き残となり、翌年度へ繰り越しとなります。

237、238ページからでございます。1 款19節負担金補助でございますが、後期高齢者広域連合納付金でございます。歳入における保険料と一般会計から繰り入れました県及び町の負担分の保険基盤安定繰入金を合わせ広域連合への納付金とするものでございます。その他の支出につきましては、保険料の還付金となっております。被保険者の動向、保険料の賦課等につきましては、附表182ページ以降にお示ししたとおりでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

1 点だけ伺いたします。附表の182ページから所得の種類ですね、給与所得が15.74%、年金所得が33.97%、あとのその他が50.29%と半分の方が何かしら事業収入か何かある方たちと思われましても、その辺の内容説明をお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 委員お見込みのとおり、細かい分類はしておりませんが事業所



得等と捉えてございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると年金とその他の、農業なり漁業なり事業なりということで半分の方々が収入があるという見方でよろしいでしょうか。そうした場合、当然納付者になっている町・県民税なり何がしの納付をされている方々で見込んでよろしいのでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お見込みのとおりと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号平成27年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明申し上げます。

240ページ、241ページでございます。

1款保険料ですが、3億2,581万6,416円の決算額で、保険料の改定によりまして前年度対比29.6%の増、金額で7,435万4,000円の増となっております。収入未済額は8万1,419円となっております。1款の歳入の構成比は19.7%となります。

2款使用料及び手数料ですが、督促手数料4万2,500円の決算額となっております。

3款国庫支出金ですが、3億9,274万1,445円の決算額で、前年度対比6.7%の増、金額で2,465万7,000円ほどの増となっております。国庫負担金で1,161万9,000円ほどの増、国庫補助金で1,303万8,000円ほどの増となっております。歳入の構成比は23.7%となります。

4款支払基金交付金ですが、4億1,455万8,670円の決算額で、ほぼ前年度並みとなっております。

ます。歳入の構成比は25%となります。

5 款県支出金ですが、2 億3,074万6,475円の決算額で、前年度対比2.7%の増となっております。県負担金の増によるものであります。歳入の構成比は13.9%となります。

6 款財産収入は、基金利子の決算でございます。

7 款繰入金ですが、一般会計からの繰入金で、2 億4,286万9,000円の決算額となっております。前年度対比2.5%の減となっております。歳入の構成比は14.7%でございます。

8 款繰越金ですが、4,601万8,922円の決算額となっております。前年度対比9.4%の減、歳入の構成比は2.8%となります。

9 款諸収入ですが、359万8,223円の決算額となっております。雑入の中の第三者納付金が主なものでございます。歳入の構成比は0.2%です。

収入合計16億5,639万7,429円となりまして、前年度と比較をしますと率で6.3%、金額で9,746万2,000円ほどの増となりました。

以上、介護保険特別会計の歳入について申し上げました。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 続いて、介護保険特別会計の歳出についてご説明を申し上げます。

最初に、244ページ、245ページをお開きください。

歳出総額につきましては、15億4,994万円ほどということで、前年度対比3,700万円の増、率にして2.4%ほどの増となっております。

続いて、歳出の款ごとの説明を申し上げます。

256、257ページをお開き願います。

1 款総務費でございますが、支出済額2,267万円ほど、総務費につきましては、介護保険事業の事務費、それから運営経費ということでございます。1 項総務管理費 1 目一般管理費につきましては、1,458万円ほどの支出ということで、職員人件費及び介護のシステム関係の経費でございます。主な支出といたしましては、人件費のほか委託料にシステム改修の委託料として543万円ほどの支出がございます。これにつきましては、制度改正等によりますシステム改修費となっております。2 項徴収費 1 目賦課徴収費につきましては、143万円ほどの支出ということで、介護保険料の徴収に係る事務的経費でございます。3 項介護認定事業費 1 目介護認定事業費につきましては、665万円ほどの支出ということで、こちらにつきましては介護認定審査会に係る経費でございます。支出の主なものは介護認定委員会の委員報酬並び

に委託料としまして主治医意見書の作成料でございます。なお、27年度につきましては、新規申請が149件ということで、前年の202件から25%相当減っております。後ほど申し上げますが、全体の保険給付金も減少と申しますか伸びが下がっている状況でございます。

続いて、258、259ページからでございますが、2款保険給付費。支出済額で14億6,149万2,754円ということで、前年比では3.0%ほどの増となっております。

1項の介護サービス等諸費で、3.4%ほどの増、それから次ページにまいりまして、260ページ、261ページ、2項の介護予防サービス等諸費2,972万円ほどの支出ということで、こちらは4.7%ほどの増となっております。保険給付費の詳細につきましては、附表の187、188ページに詳しく載せてございますので、参考までにご覧になっていただきたいと思います。

続いて少し先になります264ページ、265ページでございます。

3款地域支援事業費でございます。支出額が4,857万2,000円ほど、前年比で3.8%ほどの増となっております。こちらにつきましては介護予防、それから相談に要した経費、並びに職員の人件費ということでございます。

1項介護予防事業費1目高齢者介護予防事業につきましては、職員の人件費、それから介護予防事業に要した経費を支出してございます。

次のページ、266、267ページでございます。

2項地域包括的支援事業等費1目ケアマネジメント事業費につきましては、職員の人件費並びに総合相談、認知症相談等の相談業務に要した費用でございます。次の2目任意事業費につきましては、主に任意事業として、介護用品の支給、紙おむつの支給を行った事業でございます。附表にありますとおり、今年度は61名の方に支給している状況でございます。

次、4款基金積立金につきましては、財調への基金利子の積み立てということでございます。財調のほうは先日議決をいただきました補正予算で4,000万円の積み立てを行うとしますと、現在6,800万円ほどといった状況になってございます。

268ページ、269ページ、諸支出金でございます。こちらにつきましては、まず1項の1目の第1号被保険者保険料還付金として、介護のほうの還付金が13万5,000円ほどでございます。それから2目の償還金につきましては、保険給付費等の精算によります国、県等への償還金が715万円ということでございます。3項繰出金1目一般会計繰出金につきましても、前年度の精算に基づきます一般会計への繰り出しということになります。

歳出合計は15億4,994万円ほどということで、先ほど申し上げましたとおり前年比3,700万円ほどの増、2.4%ほどの増となっております。保険給付費につきましては、計画を100とい

たしますと27年度の指数としては97といった状況でありますので、ほぼほぼ計画どおりの支出となったと評価をしているところでございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。附表の185ページです。最後に表がありますけれども、要支援1、2がふえていて要介護のほうが減っています。この原因ですね、要因をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） これまで行ってまいりました介護予防に対する取り組みでありますとか、生活不活発病防止の取り組みがある程度功を奏していると申しますか、そういったことで介護状態の方から要支援といった状況で、状態が軽い方が多くなっているといったような評価をしている部分もございまして、また全体についてこの1年だけじゃなくて流れ的なものをもう少し分析してみないとわからないのでございまして、認定率につきましても現在6月末の時期でも18.85%ということで、前年まで19%台が続いておったのですが、0.5%ではあります改善傾向にございまして、そういった介護予防の事業の効果であると思っております。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おっしゃるとおり介護予防の効果が出てということならうれしいことだと思うんですけども、ちょっと認定が厳しくなっているんじゃないかという指摘もありますけれども、その辺はどうなのか。それと今度国の制度が変わりまして、要支援が介護から外されまして、総合事業として町のほうへ移行されるようになっておりますけれども、その移行の状況、今後の見通しをお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 認定が厳しくなっているといったお話がございましたが、実際に新規申請の件数が先ほども申したとおり、3割ほど、2割ちょっと減っておりますので、認定が厳しいという状況ではなく、実際に新規の申請が減っているといった状況で全体的に下がっているといった傾向にあらうかと思っております。ちなみに25、26、27とそれぞれ減

少傾向にあるといった状況でございます。

それから総合事業への移行の関係でございますが、28年度当初予算の際にも申し上げましたが、訪問型と通所型の介護予防のサービスにつきましては、従来の保険給付費からの支出から地域支援事業費の支出にかわるといった状況で現在は進んでおります。新たなサービスにつきましては、現在検討しながら各事業所に働きかけをしたり、新たな団体等に何か事業を行っていただけないかといった相談も持ちかけているんですけれども、まだ新しいサービスといったものについては確定しておりませんので、なお今後介護予防に結びつくような有効な事業を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おろしたのに当てられてしまいました。1点だけ、決算なのでちょっと思い切って聞いてみようと思っているんですけれども、例えばページ数で言うと259ページあたりになるかと思うんですが、支出の流用等がかなりあると思うんですね。特別会計の性格上、収入も決まった目的に使いなさいと言ってもらった収入。集まった歳入ですね。を特定の目的に使うという性格上、その項と目が細かに決められていて、その支出先というのも大体目等でいくと節ごとにほとんど分かれずに特定の財源に使用されるという性格のものですよね。そうなった場合に、今後、介護を取り巻く状況というのは、町内に限らず全国的にそうだと思うんですが、どんどん変化していってそのときそのときに柔軟な対応というのが求められると思うんですけれども、予算の使い方が制度でかなり固く決められていると、そういった実情とだんだん合わなくなっていくおそれがあるのかなと思っております、こういった会計の項とか目とかの分け方等々に、これはどの分野なのか、総務課長の分野なのか課長の分野なのかわかりませんが、メスを入れて1度上がそうしているから、国とか県がそうしているから町もそうなんだという考え方だけではなくて、別な見方というもの一つ研究してみる意味があるのかなと思うんですが、27年度の決算をまとめるに当たってそういった不具合とかやりづらさとかそういったものを感じなかったかどうかお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まず予算科目につきましては、地方自治法施行令でこのような款項目の区分がされておまして、それに倣って予算措置をしている状況でございます。それから保険給付費款で流用、充用が多いといった指摘もございます。当然にこれらの経費については計画に基づいて予算化しているわけでございますが、例えば福祉用具の購入ですと

か住宅改修といったものは、その年度によってちょっとばらつきがございます。そういった関係上制度的にも流用が認められておる状況でございます。これは当初予算の議決の際にも歳出予算の流用特例ということで、第2条の第1号ということで保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用という文言がちゃんと明記されておまして、これにつきましては急な支出、補正を待たずとった予算についてはその款の流用が認められているといった状況で、事務サイドといたしましても、例えば施設の経費ですとか居宅の事業で大幅な増減がある場合は当然に補正予算に計上して詳しい説明をしてからということになりますが、今回のこういった流用につきましては先ほど申し上げました住宅改修ですとか、福祉用具の購入といった費用が主でございます。申請をいただいて至急に補正をしないと支給できないといったことがないように、スムーズに申請から支給まで短期間でできるようなことで、予算の流用をさせていただいているといった状況でございますので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 かえってその流用が可能なほうが、急な支出の際に項をまたがってというか目をまたがって支出できるほうが、事務サイドとしては逆にやりやすいということももしかたしたらあるのかなと思うんですけども、私先ほど質問した意図としては申し上げたとおりなんですけれども、その自覚というか、使っている制度を運用している側が自覚しているかどうかということは、これ非常に重要だろうと思いますので、今のお答えですとその辺は十分に留意しながら運営されているということで、27年度の決算としても特に問題がないということでしたので安心しました。ただ、やはり例に倣ってという今言葉がありました。比べる話でもないと思うんですが、震災の復興復旧事業に当たったときに、制度の壁と。今までどおりの慣例に非常に現場サイドが苦労したという実感我々、役場の皆さん特に感じておられると思うんですね。そういった意味では常にそういう、今までそうだったからこうだったから来年度もこれでいいんだという考えではなくて、一つ一つその都度その都度検証していくという姿勢も大事なのかなと思いますので、この場で申し添えさせていただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

私からは附表の186ページなんですけれども、先ほど後期高齢のほうで50%の元気老人がおりますということの説明でしたけれども、75歳から85歳まで1,600人、足すと800何がしを足

すと1,600になりますけれども、そのぐらいの元気な老人の方々がおります、町内には。しかし、この附表を見ますと介護サービス、老人福祉施設に入所なさっている人がかなりおりまして、6億8,000万の給付を出しております。そしてこの介護保険には一般会計からも2億何がしの繰り入れをしております。そしてさらには県下1、2を争うぐらいの保険料の高さでございます。そうした中で、この半分以上予算が15億5,000万ぐらいの歳出なんですけれども、そのうちの6億8,000万、入所施設の分の給付となっておりますけれども、これらを老人施設があるから入っているんでしょうけれども、住民健診を行って元気な、寝たきりにならないための工夫、それぞれ皆さん努力しているようなんですけれども、住民健診そしてそれら連動して予防、それらを総合的に判断して今後この27年度決算をもとに、どのようなお考えでこれらを抑制するための、どのような努力を今後していくおつもりか、お考えがあればお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 先ほど申し上げましたが、介護保険事業計画といった大きな計画がございますので、その計画に沿ってと申しますか、給付の抑制に努めてまいったところでございます。27年度決算におきましては前年比3%増といった状況でございます。28年度、今まで4カ月の支払い状況を見ますと前年に比較いたしまして97%ほどの支出ということで、さらに抑制されているような状況でございます。特にサービスを抑制しているといった事実ではなくて、給付費全体が減っているといった状況でございますので、ある程度介護予防、今まで繰り返しやってまいりました介護予防の取り組みですとか、地域支援事業の中における取り組みが効いてきたのかなといった状況でございますので、今後もその辺を重点的に力を入れて保険給付費の抑制になお努めてまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 住民健診の早期発見が一番重要だと思います、これからも。ぜひこの住民健診、大勢の方が受けて介護予防の抑制につながるような施策を考えていただきますように、今後とも皆さんの努力を重ねてお願い申し上げます。以上、終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 歳入です。248、249。介護保険料、現年度分特別徴収保険料という、会計管理者からも特に説明もなかったわけで、確認の意味でお伺いしますが、調停対収入済で、いわゆる収入済が多いんですね。したがって収入未済額が三角の65万2,800円と、収納率も100.21と。余り見ないようなケースなので、どういう現象なのかお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 介護保険料につきまして、附表の184ページをちょっとお開きになっていただきたいと思います。

去年も同様な指摘がございましたので、一応3億3,331円の内訳としまして、還付の未済が65万2,800円ございますと。それから未収入額が64万9,000円ほどございますといった状況でございます。還付未済につきましては、特別徴収の方ということで、特別徴収の方に限って収納率を申し上げますと100.0。それから普通徴収の方におきましては、決算書にありますとおり97.57と。これらを平均しますと現在99.80といった収納率になってございます。よって、65万2,800円の還付未済があるといった状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 その還付未済ですが、還付未済とはどういうことなのか。いわゆる会計年度の原則から言えば、基本的には事務的な策も何も指摘するわけではございませんが、何か事情があってこういう結果になったのかとか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 保険料の徴収担当の立場で私から回答させていただきますが、これは後期高齢者医療保険料にも生ずることなのですが、年金特徴で年金から特別徴収を受けていた方が死亡した、または転出したという場合に、精算が必要になってございます。それで特に死亡した方の場合は、死亡届がなされてから年金機構で処理する期間が現在でも2カ月以上かかっているということで、年度をまたいでどうしても還付をせざるを得ないという方々が多数出てきております。その関係でどうしても歳入の超過という形で財務会計上処理しなくてはならないという部分が発生してくるということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大変申しわけございません。私の認識不足なんですかね。今までもこういう形で来ているという形なんですか。了解しました。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。



本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号平成27年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは平成27年度市場事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明を申し上げます。

271ページ、272ページでございます。

1款使用料及び手数料ですが、844万7,260円の決算額で、前年度対比17%の減、金額で172万5,000円ほどの減となっております。歳入の構成比は32.9%となります。2款県支出金ですが、委託金5万7,240円の決算額となっております。歳入構成比は0.2%でございます。3款繰入金ですが、一般会計からの繰入金1,423万2,000円の決算額となっております。前年度対比184.6%の増となっております。歳入構成比は55.3%となります。4款繰越金ですが、248万143円の決算額となっておりまして、前年度対比64.7%の減となっております。歳入の構成比は9.6%となります。5款諸収入は51万8,003円の決算額となっております。歳入構成比は2%となります。

収入合計は2,573万4,646円となりまして、前年度と比較をしますと率で12.5%、金額で286万6,000円ほどの増となっております。

以上、市場事業特別会計の歳入について申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きまして歳出をご説明いたします。

273、274ページをごらんになってください。

歳出の合計でございます。支出済額の最終欄、2,027万5,372円でございます。執行率で84%、前年対比ではマイナス0.5%ということで、ほぼ前年と同額同様の支出額となっております。歳入歳出の差引額が273ページの左下のほうに出てございますが、残金といたしまして545万9,274円ございまして、こちらは翌年度会計への繰り越しという扱いでございます。

続きまして事項別明細書でご説明をさせていただきます。277、278ページをお開き願います。

1款市場事業費でございます。こちらは、市場事業の運営に当たる費用でございまして、支

出済額は248万2,996円、支出執行率40%、市場管理費が248万2,000円、2目の漁船誘致対策費は支出済額は0円というところでございます。不用額のほうに370万ほど出てございます。こちらは新しい市場が完成することを見込んで、旧市場の塩水管の撤去工事を見込んでございましたが、新しい市場が翌年度5月の完成でございましたので、この工事費は翌年度の実施として取り扱いさせていただこうと考えてございまして、今年度は不用額にさせていただきました。

それから2款公債費でございしますが、1,779万2,376円、執行率99.9%、前年同額でございます。こちらは平成32年までの元利均等償還で計画をしているところでございます。

次のページをお開きいただきまして、3款予備費、こちらの執行はございません。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。簡潔に。附表の190ページ、サケ類のことが報告になっていますけれども、そこで27年度分、前年に比べて半分ぐらいだったということなんですけれども、そこで原因としては震災でふ化放流が満足に行えなかったということがありますけれども、それでそのことが数年にわたってこの状況は続くとありますけれども、これから遡上してくるわけなんですけれども、ことしの状況というかまだ上がって見ないとわからないんでしょうけれども、当局どのように見ているのか。

あともう一点、この高度な衛生管理システムで水産物の価値を高めることが期待されるとあるので、例えば上がったサケが前よりも高い、いろいろな競りやるんでしょうけれども、高い値段で比較的取引されるようになるのか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） サケの今年度の見込みということでございます。正直なところこれからという状況でございまして、今明確に今年度の見込み的なことは申し上げることはできませんが、県の予測といたしますか、いわゆる4年前の放流の状況などから、さらには今の北海道のほうでの水揚げの状況なども踏まえて、慎重な見方というところが概括的な状況でございます。数値的には申し上げることはちょっとできませんが、そういった状況です。

それから高度衛生管理型の部分についてでございますが、こちらはやはり今後いずれ国内で

のそういう市場の基準といたしますか、そういったところでの施設基準が高度衛生管理型がいわゆる標準的なものになってまいります。そういった中で、いち早く高度衛生管理に取り組むことによって、南三陸町の魚介に対する信用度、あるいはイメージというものを高めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 これからなので課長も予測はあれでしょうけれども、それで昨今台風その他でいろいろ海等荒れるもんですから、そのことに関して何らかの対策というか、あれを考えているのか伺いたいと思います。

あとこの高度衛生管理においては、信用、イメージがアップするという事なんですけれども、これから標準型になるんでしょうけれども、今のところ逆に私もう一度伺いたいのは魚が幾らでも高目取引できる可能性というか、そのところをもう一度だけ伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 台風への備えという部分のご質問ですが、なかなか自然を相手にする部分において、特に水産業においてはどうしてもこの台風による、あるいは低気圧による被害とかということは避けられないのが現状でございますが、町としてはいわゆるそういった漁業施設被害あるいは水産水族被害に対しての保険加入とかそういったところの啓発は行っているところでございます。

それから価格の高く取り扱ってもらえるような努力というところでは、申し上げましたようにやはり高度衛生管理ということが標準に向かっていくとは言いつつもまだ追いついていませんので、そういったところでの何と言いますか、衛生管理による商品ということでの情報発信をしながら差別化してもらえよう取り組みを努力してまいりたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきもの

と決定されました。

次に、認定第6号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは、平成27年度漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の歳入についてご説明申し上げます。

282ページ、283ページでございます。

1款使用料及び手数料ですが、222万7,370円の決算額で、前年度対比26%の増となっております。収入未済額が1,290円発生しております。歳入構成比は7.5%となります。

2款財産収入は、基金利子2,880円の決算額でございます。

3款繰入金ですが、2,653万9,000円の決算額で、前年度対比104.5%、金額で1,356万円の増となっております。一般会計繰入金で1,135万4,000円の増、基金の繰入金で220万6,000円の増となっております。歳入構成比は89.1%となります。

4款の繰越金ですが、100万6,804円の決算額となっております。前年度対比24.3%の減となっております。歳入構成比は3.4%となります。

5款諸収入を加えまして、収入合計は2,977万7,937円となりまして、前年度と比較をしますと率で85.2%、金額で1,369万5,000円ほどの増となりました。

以上、漁業集落排水事業特別会計の歳入について申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは歳出について細部説明をさせていただきます。

事項別明細書にてご説明いたしますので、288、289ページをお開き願います。

最初に1款1項1目漁業集落排水施設管理費でございますが、現在は波伝谷処理区を廃止したことから、袖浜処理区のみ稼働となっております。主にその維持管理に要した費用といたしまして、需用費、役務費、委託料を支出しております。予算に対する執行率につきましては、56.1%と低くなっておりますが、13節委託料の下段、波伝谷処理区撤去工事調査設計委託料につきましては、全体委託費1,200万のうち繰越明許費として740万円を28年度へ繰り越したことが執行率が低い要因でございます。

次に2款1項公債費でございますが、地方債の元金利子を支出しております。歳出合計額が

一番ページ下になりますが、2,081万9,687円となっております。26年度と対比しますと金額にして574万4,000円ほど、38.1%の増となっております。

1款1項1目の13節で波伝谷処理区の撤去工事調査設計委託料、これの支出が増額の要因となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 介護もそうなのですが、決算になると思い切った質問をしたいんですけども、この漁業集落排水事業を特別会計にずっとしておく必要というのはあるんですかね。額がということよりも、1つ処理区も減りましたし、根拠があるならばしようがないんだろうと思うんですが、一般会計でも対応できるのではないかなと思うんですが、その辺どのようにお考えですか。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 地方公営企業法という上位法がございまして、その中では特定の目的のための事業支出予算につきましては、こういった、市場会計もそうですが、特別会計で設けるようにと義務づけられております。ただ考え方といたしましては、特別会計非合法的事業と、公営企業法の任意適用の事業でございまして、1つにするとすれば法適用化を図るなどして公共下水道事業と一本化、そういった部分は考えられるかと思えます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今すぐでなくてもいいですし、絶対にあってはいけないというわけではないと思うんですが、その辺も視野に入れて検討する必要があるのかなと思っていて、この場で一つ話題にさせていただいて、あとどういう方法であるとか、どういうふうな法令上どうなっているのかということは研究する必要があるんだろうと思いますので、今後も引き続きこの件に関しては一緒に意見を交えさせていただければなと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） それでは平成27年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入について申し上げます。

291ページ、292ページでございます。

1款分担金及び負担金ですが、294万7,500円の決算額で、前年度対比では37倍ほどの増となっております。歳入の構成比は0.6%です。

2款使用料及び手数料ですが、960万6,196円の決算額で、前年度対比21.0%の増となっております。下水道使用料で収入未済が5万1,572円発生しております。歳入の構成比は1.9%となります。

3款の国庫支出金ですが、2億9,990万5,240円の決算額で、前年度対比58.2%の増となっております。金額では1億1,129万4,000円ほどの増で、これは災害復旧に係る補助金の増によるものでございます。収入未済額が2億9,377万2,760円ありますが、平成28年度への明許繰越に係るものでございます。3款の歳入の構成比は59.3%となります。

4款財産収入は、基金利子1,713円の決算額となっております。

5款繰入金ですが、一般会計からの繰入金1億8,068万7,000円の決算額で、前年度対比20.9%の減、金額で4,777万7,000円の減となっております。歳入の構成は35.8%となります。

6款繰越金ですが、1,215万885円の決算額となっております。前年度対比298.9%の増となっております。歳入の構成比は2.4%となります。

7款諸収入を加えまして収入合計では5億530万9,388円となりまして、前年度と比較をしますと率で17.7%、金額で7,615万3,000円ほどの増となりました。

以上、公共下水道事業特別会計の歳入について申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは公共下水道事業特別会計の歳出の細部説明をさせていただきます。299、300ページの事項別明細にてご説明いたします。

最初に、1款1項1目の下水道総務管理費でございます。主に人件費や事務的経費を支出してございます。予算に対する執行率は81.4%となっております。26年度と対比しますと7,272万円ほどの減となっております。26年度におきましては、廃止した志津川浄化センターをバイオガス事業に転用するための嫌気槽内部の濾材撤去業務として7,250万円ほどを支出した関係によるものでございます。なお、不用額が380万ほどとなっておりますが、27節公課費におきまして、災害復旧事業の繰越事業が生じたことから、納税額が減少したことによるものでございます。

次に、301ページ、302ページをお開き願います。

2款1項1目特定環境保全公共下水道施設管理費でございます。伊里前処理区の管路施設の維持管理に要する経費を支出しております。予算に対する執行率は77.3%となっております。15節の工事請負費では、25年度に策定をしました長寿命化計画に基づく機械設備の更新工事を繰り越し分を含めて実施をいたしております。この目においても不用額が870万ほど生じておりますが、13節の委託料におきまして水質の管理のために行っております歌津浄化センターの汚泥引き抜き業務でございますけれども、汚泥の引き抜き量が減ったことがまず1点と、15節の工事請負費におきまして、マンホールポンプ1台の更新を予定しておりましたが、29年度実施予定の長寿命化対策事業の実施で賄うことに変更したことによる不用額となっております。

3款1項1目特定環境保全公共下水道施設災害復旧費でございますが、伊里前処理区の災害復旧事業にかかわる経費でございます。予算に対する執行率は50.6%となっております。執行率が低い理由といたしましては、伊里前市街地の下水道整備に伴いまして、その市街地造成あるいは国道の整備等の調整に時間を要していることから3億300万ほど28年度に繰り越したことによるものでございます。なお災害復旧事業につきましては、27年度におきましては事故繰越分事業といたしまして、中学校上団地、柘沢団地等の整備を完了し、供用を開始したほか、伊里前市街地の管路整備に着手をいたしたところでございます。

なお、委託料工事費等の詳細につきましては、附表の193ページ、194ページに記載しておりますのでお目通しいただければと思います。

次に最後に下段から次のページになりますが、4款公債費でございます。地方債の元金利子

償還金を支出したものでございます。

以上、歳出合計が4億8,387万8,652円となっております、26年度と対比しますと約6,687万円、率にしまして16%の増となっております。

増額の要因につきましては、災害復旧工事の増加によるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（山内昇一君） これより質疑に入ります。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それではページ数が296ページの使用料及び手数料、の使用料5万1,572円の収入未済額が出ていますけれども、下水道使用料これは1年分なのか何カ月分なのか、あるいは1件分なのかその内訳と、それから300ページの不用額が多分人件費なんですけれども、これは補正でとっております。そしてさらに流用もかかっているところもあるんですけれども、多分人件費、4月の人事異動の補正だと思われるんですけれども、この50万の流用ですね。補正したあとに流用したのか、その辺お聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 1点目の歳入の使用料の未済ですが、件数についてはちょっと把握していない、というか資料がございませんけれども、27年度の発生した下水道使用料の未収分でございます。現在のところは既に4月に納入済みとなっております。

それと歳出の流用の関係でございますけれども、流用につきましては、公課費に充てようとして流用したものでございます。人件費につきましては、途中で職員の体調不良等によって人事異動がありまして、それで人員がふえた関係とかそういった給与差額の部分での補正予算でふえてございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。



少しお待ちください。このまま続行しますか。それとも休憩しますか。（「続行続行」の声あり）続行でいいですか。（「はい」の声あり）

それでは続行させていただきます。

次に、認定第8号平成27年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、南三陸町水道事業会計決算についてご説明をさせていただきます。

資料は決算書、306、307ページからとなりますが、収益的収支にかかわる前年度対比につきましては、321ページ、収益的費用の明細については、324ページ以降に詳細が記載されておりますので、あわせてご確認いただければと思います。

では最初に306ページ、307ページの収益的収入及び支出についてご説明いたします。最初に収入でございます。

水道事業収益が4億6,542万6,741円の決算となっております。26年度と比較しますと3,929万円、9.2%の増となっております。

第1項営業収益において、給水収益いわゆる水道料金収入が26年度に比べまして約1,067万円、3.1%の増となったことと、第2項の営業外収益におきまして、災害公営住宅分の加入者負担金を一度に徴収したことが増額の要因でございます。

次に支出でございます。水道事業費用全体で4億1,175万7,312円の決算となっております。26年度と比較しますと約2,975万円、7.8%の増となっております。

第1項の営業費用につきましては、主に配水、給水にかかわる費用や人件費、減価償却費等の費用となっております。26年度に比べますと4,595万円、15.6%の増となっております。減価償却費の増、資産減耗費の増を計上したことが増額の要因でございます。

第2項の営業外費用につきましては、企業債等の借入利息、給水装置工事費の補助の支出となっております。なお、料金収入の増の要因といたしましては、町長から冒頭で決算概要でも報告いたしました、給水人口はやや減、件数はやや増で推移をいたしました、復旧復興関連の宿舎などの水需要が全体の底上げを図っているものと推測をしております。ただし、年々その伸びも鈍化してきておきまして、間もなくその伸びのピークを迎えるものと考えられますことから、引き続き水需要の動向などを注視しながら事業運営に当たっていきたいと考えております。

参考までに、水道料金収入だけを震災前、21年度決算と比較しますと、税抜きで金額ベース

で86.5%までの回復となっております。

次に308ページ、309ページになります。

資本的収入及び支出でございます。

最初に収入でございますが、水道資本的収入決算額が17億9,875万1,627円となっております。26年度と比較しますと55%ほどの増の決算額となっております。災害復旧事業の本格化により大幅な増となっておりますが、予算に対しての増減額につきましては、マイナス14億円ほどとなっておりますが、支出の下段のほうにございますとおり13億7,290万円ほどの繰り越しが生じたことによるものでございます。

次に下段の表、支出でございます。

水道資本的支出の決算額が19億6,591万9,076円の決算となっております。26年度と対比しますと56.7%の増となっております。増額の要因につきましては、収入でも申し上げましたとおり災害復旧によるものでございます。

なお、建設改良工事の概要につきましては、319、320ページに記載しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上が27年度の決算の概要でございますが、水道事業会計の決算規模といたしましては、26年度に比べますと48.1%の増、震災前の22年度決算で対比しますと約3.8倍の規模となっております。

次に310ページからになります。

財務諸表についてご説明いたします。

最初に311ページの損益計算書でございます。

この計算書につきましては、27年度中の経営成績を示したものでございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業利益につきましては、マイナスの79万4,609円となりました。マイナスの主な要因につきましては、先ほども若干触れましたが、減価償却費の増、資産減耗費を計上したことによるものでございます。

これに営業外収益、費用を含めた最終的な経常利益につきましては、5,179万7,823円となっております。特別利益、損失もないことから26年度純利益となります。その結果、繰り越しの欠損金につきましては、当該純利益をもって充てることと法で規定されておりますので、23年度末で最大2億7,600万円ほどございました欠損金につきましては、27年度末では約半減したという状況となっております。

次に312、313ページでございますが、剰余金の計算書ですが、この計算書につきましては、

資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したのかの内容を示すものです。下段のほうの表につきましては、欠損金の処理の計算書でございます。

次に314ページ、315ページですが、貸借対照表でございます。

この表については、水道事業の財政状況を表すものでございまして、27年度末時点におきます保有する全て資産、負債、資本を総括的に表しております。

資産といたしましては、固定資産、流動資産を合わせますと、314ページの最下段にございますとおり81億4,961万3,167円となっております。災害復旧事業の実施に伴い、特に固定資産を中心に増加してございます。26年度末と対比いたしましても19億9,500万ほど増加をしている状況でございます。

次に負債でございますが、315ページになります。企業債等の固定負債、未払金等の流動負債を表しておりますが、合わせますと46億5,060万1,913円となっております。全体の負債資本の合計が81億4,961万3,167円となっております。バランスシートですので資産合計と一致するものでございます。

次に316ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

この計算書につきましては、27年度中の現金の流れ、状況をそれぞれの活動区分ごとに表示したものでございます。下段のほうをご確認いただきますと、27年度中には資金いわゆる現金が1億1,823万4,000円ほど減少いたしまして、最下段のとおり2億5,494万9,235円の残高となりました。

以上が財務諸表の説明でございますが、318ページからは決算の附属資料として事業報告書等を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号平成27年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、ご説明を申し上げます。

初めに平成27年度病院事業の概要をご説明申し上げたいと思います。

南三陸病院は、台湾紅十字組織を初めとする国内外からの支援を賜り、平成27年12月14日に開院をしたところでございます。それまでは南三陸診療所と米山の公立志津川病院の2カ所の運営だったため、人材流出防止の補助金の交付を受けたところであります。開院後は、スタッフの不足から満床での推移ができず、結果1億2,000万円の純損失が発生したという内容になってございます。

決算資料の335ページをお開き願います。

3条予算に係る収益的収入並びに支出でございまして、仮払消費税と地方消費税等につきまして、税込みで表示をしております。仮受消費税と仮払消費税を相殺した金額が3,040万ほどになってございます。これが損益計算書の雑支出ということで、用外費用の雑支出で計上されてございます。

次の337ページ、338ページをお開き願います。

資本的収入および支出、4条予算に係る予算の税込みでこちらも表示をしております。収入につきましては、48億2,700万、第1項の出資金といたしましては一般会計からの出資金です。

第2項補助金につきましては、医療復興事業補助金と医療再生補助金です。再生補助金は、医学生就学資金等の基金でございまして、おおむね750万ほどの金額になってございます。

第3項の寄附金は、台湾の紅十字組織からの支援、寄附金でございまして。

それから第5項の固定資産売却代金、これにつきましては旧公立病院の敷地の売却代金の有形固定資産額となっております。

支出につきましては、46億5,100万ほど。建設改良費といたしまして、病院建設、それから官舎の設計、それから医療機器、電子カルテ等の整備に係る費用でございまして。

それと第2項の企業債の償還金、それから第3項の基金積立金、これに関しましては、医学生奨学基金の積み立てということになってございます。

ちなみに、27年度の貸付者につきましては、医師が2名、看護師が2名、診療放射線技師が1名の内訳となっており、診療放射線技師につきましては、28年度から本病院に就業してございます。

次に、損益計算書でございます。339ページをお開き願いたいと思います。

対前年比の資料につきましては、本資料の349ページ、352ページに掲載をされておるところでございます。

まず、患者の数をご報告申し上げたいと思います。入院患者が1万2,806人、対前年比1,784人、1日当たりに換算しますと35人、対前年比で4.8人の増となっております。外来患者が4万3,823人、対前年比で1,221人の増、1日当たり平均患者が184.1、対前年比で9.5人の増となっております。

損益計算書1の医業収益、6億6,500万円、医業費用が13億6,700万円、それと相殺しまして営業損益が7億200万発生してございます。

3の医業外費用でございますけれども、2億5,000万円が一般会計の補助金、県補助金として人材流出防止に係る補助金ということで2億円頂戴してございます。他会計の補助金、これは台湾紅十字組織からの補助金等でございます。

それから長期前受金戻入ということで、これは2の医業費用の減価償却に対応する形でのものになってございます。寄附金、補助金等で整備した建物、車両、機器等につきまして、当該年度の減価償却部分について医業外収益ということで、前受金戻入ということで、当該年度分の減価償却分を収益で計上しておるものでございます。トータルで6億1,700万、医業外費用が先ほど申し上げましたように、雑支出は3条に係る仮受と仮払いの相殺したものが3,040万ほど、それから消費税がゼロになっておりますけれども、5の特別利益でございますように、過年度修正益の分につきまして、これが平成26年度の消費税の還付金でございますので、当然本年度分はなしということでございます。

それから、長期前払勘定償却、これにつきましては4条予算で取得した医療機器の消費税を5年で償却するという表示のもと、平成23と24年に取得した医療機器の消費税分をここに計上してございます。結果、4条予算の医業外費用が4億4,100万ほど、医業収益、医業費用に医業外収益と費用を相殺しまして、結果1億2,500万ほどの経常損失、それに特別利益と特別損失を加味した段階での当該年度の損失が1億2,669万6,010円ということと、前年度の繰越欠損金25億2,929万8,773円に足しましたところの今年度の純未処理欠損金が26億5,599万4,733円ということになってございます。

それからページをめくっていただきまして340、341ページです。

資本金が29億7,900万、それに資本剰余金はこれは奨学金の分の増加750万ふえたということの表示です。

それから利益剰余金、これが未処理欠損金という欄でございますけれども、前年度末が29億2,900万に本年度純損失が発生してございます1億2,669万6,010円がふえまして、26億5,599万4,733円が今年度の未処理欠損金ということでございます。

結果、合計で3億5,000万ほどの資本合計となっております。

ページをおめくりいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。資産の部、固定資産の有形固定資産につきまして、ここには新しい病院等のものを記載をしてございます。建設仮勘定につきまして、へに記載してございますけれども、これは官舎の設計の費用等を計上してございます。それから投資の基金につきましては、奨学生、医学生の奨学資金の基金でございます。

長期前払消費税等につきましては、4条予算の消費税としまして診療所と病院の医療機器の消費税の未償却部分を記載をしてございます。それから、2の流動資産につきましては、現金預金ということで、次のページに記載されておりますキャッシュフローの資金の期末残高が記載をされております。未収金につきましては、2月、3月の診療報酬の未収分とそれから補助金の未収分を計上してございます。

結果、73億3,585万576円となっております。

負債の部につきましては、固定負債ということで、震災後初めて認められました震災の減収対策債、これが平成23と24年度で5,000万借入したものがこのように減少してございます。

それから補助金の5の流動負債でございますけれども、6億計上されてございます。これは、七十七銀行からの借り入れでございます。28年5月に県の補助金が入った関係上全額解消したものでございます。

それから負債の部が合計で69億8,500万、資本の部が剰余金の説明でもありましたとおり、資本の合計で3億5,000万ということで、負債と資本を足しました合計で73億3,585万576円、資産の額と一致するといった内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。三浦清人委員。

○三浦清人委員 前にちょっとお話をさせてもらいましたけれども、あそこの通路といいますか、外から入って行く玄関までの通路といいますか屋根、あの屋根は何のためについているんですか。あのベンチがあるところの屋根。あれは何のためにつけたんですか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 晴天時には日よけ、それから小雨等雨のときは雨よけという役割を担っていると思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 あの看板を立てる必要があるんじゃないかなとこの議会で感じておりました。雨の際には頭を使って利口になって、工夫をして中でお待ちくださいと。バス停で待つ方々。雨に濡れるんですから。どうですか。看板つける必要ないですか、建設課長。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員、何回あの場所に行ってそういう経験をしたかわかりませんが、私も晴天時、あるいは雨天時に病院にお邪魔をさせていただきますが、あそこにいらっしゃる方、雨のときにいらっしゃる方々によく声をかけられます。町長、よくいい病院をつくってもらったねというお話をいただいて、私も声をかけますと、どうしたんですか、診察終わったんですかと話をすると、バス来るまでの間ここで待っているんですという方々はたくさんいらっしゃいます。そういうお使いをさせていただいておりますので、あえてあそこに看板をつくるという必要は私はないのかなと思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 あらあら。私、あのベンチが濡れて座れないと。病院に来る方は腰が痛い方、足が痛い方、そこの中にいるわけですから、バスを待ってね。その話をしたらあるとき工夫を凝らして中で待ってもらおうという話をしたんですよ、あなたが。だから看板掲げてくださという話なんですよ。工夫を凝らして利口になって頭を使って。そういうことを言っているんですよ。あれじゃあそこでベンチに座れないから大変ですよということですよ。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何人の方がそういう方いらっしゃったかわかりませんが、少なくとも私が雨の際に行った場合に、あの場所でお待ちになっている方々はいらっしゃいませんでした。ほとんどの方々が中でバスをお待ちしておりましたので、雨が降った場合にはそちらのほうにいるというのが大体皆さん方の共通認識だと私は思っております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この間もそのような話をすればいいの。工夫して中に入れとかさ。何のこと言っているんですか。だったら看板掲げて工夫して入っていてくださいということ言っているんです。あのときもそのように、今のような発言をすればあえて今こんな話はしませんでしたよ。町民に対して工夫しろとか頭を使えとか、頭を使えまでは言わなかったけれどもね。濡れるのはあんたたちの責任だよみたいな言い方は、私は許されませんよ。それを言っているんです。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点ほどお伺いします。339ページ、営業収益の中で入院収益、外来収益は先ほどのご説明でわかりました。3番目のその他の営業収益、これは多分透析も入っているのかなと思いますけれども、透析、前回ですかね、の説明の中で現在は30人ということでしたけれども、当初これは50人の見込みで確か計画があったと思うんですけれども、今、週3回ですか、月、水、金、週3回ですかね、透析やっているとされますけれども、その50人に満たすために、今震災後よその病院に移ってお世話になっている方たちが多くおまして、半分以上の方たちが戻ってこられているのかなと推察いたしますけれども、今後この50人に満たすために努力というものをどのようにしていくのか、5年もたつと新しく透析が始まる方、また亡くなった方、いろいろいらっしゃいますけれども、100%透析患者の方は障害程度1級ですので、全額国から支払われますけれども、その辺の努力はどのように今後していくのか、呼び戻すための工夫するのか、今の現在で推移をしてくのか、だとすればちょっとここが少なくなっていくのかなと思われるんですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 2点ほどご質問かと思います。

営業その他営業外収益ということで、これは過年度の修正損で260万ほど、それからその他特別利益ということで先ほど旧公立志津川病院の跡地売却ということで申し上げましたけれども、337ページに記載をされております収入の第5項の固定資産売却代金が1億4,300万ほどでございますけれども、ここの土地の売却代金が1億6,074万7,869円です。この差額が1,676万4,546円ということで、決算資料の352ページをお開き願いたいと思いますけれども、この金額が土地の売却益ということで記載になっている内訳ということでご理解を頂戴したいと思います。

それから透析でございますけれども、透析につきましては、28年1月18日に開始をいたして



おりまして、平成27年度分が381人。結果32人ぐらいの方が透析を行っておりますけれども、スタッフの不足等から今の段階でのスタッフから対応できる数がおおむね32人ということで、これは新規に看護師、それからかかわるドクター、それからMEとかを追加しながら目標値が50ということで、今後この辺の体制を少し強化しながら対応して50人に持っていきたいということで、これは開院当初16億でございました経費が新しい病院開院に伴って、16億から21億に上がっています。逆に割り戻すと月額で開院前だと6,600万の月額目標でよかったものが今現在だと1億2,500万の月額目標に達しないと採算が合わないということです。215名の外来とそれから病院はほとんど満床、それから透析患者50人という目標を掲げまして、その人数に達するように鋭意努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 病院も新しくなって、利用する方にはいいんですけども、やはりそれなりの努力、企業努力というものもしなきゃならないということがわかっております。ただいまのその他営業収益の中で公衆衛生活動収益、予防接種ということなので、3,200万ほどの予防接種が入っております。これだけ予防接種ということは、保健福祉の事業の中の予防接種とあるいは子供の予防接種、それらも含まれると思われるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 大変失礼しました。先ほどの答弁一部誤りがございましたので、土地の売却は特別利益の説明でした。大変失礼申し上げます。

それでその他の営業収益ということで、今回病室の差額が39万ほど、それから公衆衛生活動の予防接種で3,200万、それから診断書の作成ということで560万ということでございました。今後につきましては、予防接種等につきましても滞りなく過ごしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 差額料は39万7,000円。ここの病院では、なかなかこの差額料、1人個室ということが入院患者さんは高齢化していますと見込めないのかなと思われまして。やはりこの予防接種、町の予防接種だと思うんですけども、その辺がこれから子供の伸びがそう伸びていないはずですね。マイナスになっていくのでこれも見込みが少なくなっていくと思われまので、その点、今後それにかかわる営業収益のほうで努力されて、なるべく経費を抑えた、新病院なので経費がどんどんかさむわけですけども、その辺節約しながら努力されていた

だきたいと思います。以上終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 時間ももったいないので早く言います。

新病院、開院して9カ月になるんですが、その間にいろいろな使っている方々、それから病気を治しに来る方々、いろいろな中で評価というものがあるんじゃないかなと思います。そのいろいろな評価を事務長としてどのように受けとめているのか、どのような対応をこれからしていくというか、考えがあるのかその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 当南三陸町にお住まいの方は、やっぱり震災後一般のクリニック4件、6件から2件に減少しましたので、公立病院の担う役割というのはかなり大きいものがあるかと。安心していただけるように非常勤化も含めて不採算化も含めて、これを存続をしていく必要があると思っておりますし、また救急に際しましても今の体制で6月から平日、8月からは365日、検査もできればCTも撮れるという環境をつくっておりますので、その辺で安心して検査もできればCTも撮れるという、本当に安心につながるものを継続してまいりたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 全般に今聞きたかったわけですが、今の事務長の答弁は医療についての対応であるようではありますが、この施設、病院の施設ですね。施設内の例えば整備とか、そういうものについての要望とか、そういうものは何か出ていないのかなと思ってそこを聞きたかったんですよ。行ってみますと何か声をかけてくる方がいろいろありましてね、やあ立派な病院つくってもらったんだけど、都合の悪いところもあるねという話でね、中には玄関前の、玄関前なのかな、玄関入ってヒーターの効率が悪いとか、北側の病室のほうが暗いとか、それから云々かんぬんってやっぱり結構あるんですね。人さまざまであるので。そういうことについて、これから改善、改良等々の考えなどはあるのかなと思って聞きたかったんです。その辺どうでしょう。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） ご利用くださる患者様方からのご意見ということで、意見箱それからその辺の要望等を随時聞くような体制もとっております。それから苦情も頂戴いたします。それは真摯に受けとめながら改善に向けて鋭意努力してまいりたいと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 先ほど目標を掲げております。目標だけ掲げてやはりいろいろな面で患者獲得の何と言いますか、その手法と言いますか、考え方、それを万全にしないとなかなか目標に近づけないのかなという感じもしますのでね。経費削減をしろと一方では言いながら、また経費かかることにもなるかもしれませんが、その辺の効率的なやり方で進めていただければいいのかなと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、訪問看護ステーション事業会計の詳細を説明をさせていただきます。

決算資料の359ページをごらんいただきたいと思います。

3条の収益的収入及び支出におきまして、これもまた税込みで計上させていただいているところでございます。仮受消費税と仮払消費税、相殺した額が37万949円になってございます。

次のページをお開き願います。

この37万円を4の事業外収益の雑支出ということで計上させていただいておるところでございます。

まず初めに業務量を報告申し上げます。

利用患者さんは7,203名、対前年費が162人の減です。月に換算しますと600回、患者さんの1カ月の利用回数は7.4回となっております。

損益計算書、事業収益です。5,000万ほど。それから事業費用が4,400万ほど。これに従事す

る看護師が6名、理学療法士が1名、合計7名で対応しておるところでございます。

結果事業収益が556万7,732円の収益ということです。これに医業外費用、医業外収益を加算しますと経常利益ということで545万9,902円。これに特別利益と特別損失を加味して546万864円。前年度繰越利益剰余金532万3,581円に加算しまして、当期の未処分利益剰余金が1,078万4,441円となっております。

次のページをお開き願います。

利益剰余金でございます。前年度末の残高532万3,581円に当該年度の純利益を546万860円を加算いたしまして、合計で当該年度未処分利益剰余金が1,078万4,441円。結果、資本合計が1,265万3,106円となっております。

次のページをお開き願います。

資産の部、これは軽車両7台分の記載でございます。それから流動資産の現金預金につきましては、次のページのキャッシュフローの期末の残高を記載をしてございます。資産合計で1,522万2,880円。負債の部、資本の部を合計いたしまして、結果1,522万880円ということで資産と一致をする内容になってございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（山内昇一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。368ページ、附属書類とありますけれども、その上のほうに費用では給与費が減少して純利益が生じたとありますけれども、この要因をお伺いします。

それと先ほどお話ありましたけれども、370ページに業務量という表がありまして、実人員、延べ人員ともに減っていますので、その減っている要因をお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 昨年度は臨時の雇用でございました。それで今回異動によりまして対象年齢が下がりました。したがって級の格付けが下がっておりますので、相対的に経費が下がったということでございます。

利用者が減っておりますけれども、結果経費が減少しておりますので利益が出ておることをご理解を賜ればと思います。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 あと利用者が減った理由をお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 介護保険ともリンクするんですけれども、最近の認定者の数が結構減少しております、それに伴いまして介護サービスを受ける件数も減っております。これはうちのほうの努力だけでふえるものではございませんので、この辺で相対的に認定件数、それから事業所でつくる居宅サービスとかそれと連動しておりますので、うちのほうだけで努力するというわけにはいかない、今後の高齢者の動向と連動するというところで、我々はその需要に応えるような形で対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） いいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、付託されました認定第1号から認定第10号まで、認定すべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告をすることといたします。

これをもって、平成27年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。

それでは私から一言御礼といたしますか、ご挨拶させていただきます。

平成27年度南三陸町歳入歳出決算審査特別委員会の開催期間中は、皆様のおかげさまで会期中に何とか終了させていただきました。ありがとうございます。今回は9月6日からですか、大変長丁場で、皆さん大変お疲れさまでした。本当にご苦労さまでございました。委員の皆様を初め執行部の皆様、町長さん、それから職員の皆様、本当にこの震災の多忙な時期ですか、忙しい時期に本当に公私ともご多用のうちのところ、このようにいろいろ公務をなさっ

ていただきまして、おかげさまで私、今後の復興がさらに加速するものと思います。今回震災復興が最優先でございますが、私的には非常に大変重い重責をいただきまして、何とか皆さんのお力で重責を果たしたのかなと本当に感謝しておるところでございます。本当に皆様ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時07分 閉会